

特233

518

學 鈴木重胤大人  
說

神道演義



始



35  
5

特 233  
518

### 緒言

- 一 本書は日本書紀傳中より大人の神道説を次第して摘記せる者なり、而して之を神道演義と名くるは次項の理由に依る。
- 一 述者云と一字下げて書きたる者は清民が大人の説を増訂敷衍せる者にして専今日の學術を對照して述べたるなるが、間々清民が創説をも挿入せれば見ん人其當否を批評せられよ。
- 一 宗教道德の引合等は皆清民が見解なれば是亦其適否を論評せられよ、殊に魂魄説に於て然り。
- 一 圖は皆清民が創案なれば大人説のみならず多く鄙説を加へたり。
- 一 冠解は是亦多く鄙意を以てす、其大書する者は文段の目標なり。
- 一 大人曰く、物無ければ成す事無く成す事無ければ名有る事無しと云れたり、故に大人の説は總て名に依りて立てられたるを以て、一も外説に據りたる者無く悉く日本固有の説なり、古來外説には有神・無神・唯心・唯物・靈魂有無等の諸説有り、其可否須らく我日本固有の神傳を以て論斷すべき者とす。
- 一 大人神代の事跡を解釋するに往々西洋科學を以てせり、今日科學彌詳かなるに至りて我神傳益々明解を得、述者亦之を以て敷衍する所多し。

昭和六年四月

述者識

鈴木重胤大人  
學 說 神道演義 上

後學 星川清民謹述

神 道

述者云、重胤大人曰く、神道とは神の天中に在立たして移り動く事なく完成し給ふ所以を謂ふ事にて其の神とは天御中主神を申す御事なりと云はれたり、故に先づ其の神と云事を明らめざる可からず、其の神とは日本書紀神世七代章傳に、  
神ノ字を迦微と訓み來れり、其迦は氣にて天中に充塞りて能く物を生し又能く物を藏むる所なり、所以に在所、住所などにも此を假借りて迦とは云へるなり、微とは氣中に寓れる精英の物にて謂ゆる靈なるなり、凡て此世界は至に大きく至に廣しと雖も天御中主尊獨神成坐して御立たし座坐せば世の界際を盡し究めて此神の主宰し給ふ所なる故に打任せて神と申奉るは此神に耳限りたる事なるが故に自餘の諸神は八百萬千萬と其數の無量さも皆此神に別れたるが故に隱身なるをも顯身なるをも共に同じく神とは云へり、其れも各其物其事に限ることは有るなれ、其を體として精氣の其中に在りて神成を幸へ坐事上に云ふと同じきが故に皆とは申すなり、(氣字は漢音伎吳音祁なり、故に誰しも字音に

述者云、氣とは此精英なる物に寓れる神の靈威に因りて其物互に相反撥して彈體と爲り以て天中即宇宙に充塞れ物なる事なり之を元氣と云ふ、

二  
て我が古言に非ざるが如く思ふれども然らず、其一二を云はゞ風は氣迫、薰は香折にて香と云ふも氣なるなどを思ふ可し、酒は實氣にて實は米なるが其氣と云事なり、又佐祢に眞氣なるなど猶外にも烟は氣振、神氣・物氣とも云へるを以て氣の古言なるを知可し、右の如く氣中に精あり、精中に神此に寓りて其神々しかり、此れに依りて滯滞り障礙る所無し然れば神は感に同じ、皇極天皇御紀に便感所遇の感を加麻祢氏と訓せたる事、漢文に字音に讀むと言も音も義も同じき事なり、俗にも身の營爲に係づらふ事をも某々に感而と云へり、感は右に注へる如く何處迄も至る可き限は行至り通る事なれば其極は物の限にし有れば其中を構とは云へり、家にも在れ域にも有れ一圍なるを一構と云ひ又物に携はる事を俗に構ふと云ひ人を御して合する語に構而など云へるも世の限を神の構として萬物を作り成し給ふ義を取れる者なり、如此して神は天地の間に彌綸て萬物の比に非ず妙に奇しく尊く坐すを以て其語を借用ひ下に對へて上と云ひ、被官に對へて長官を上と呼びて尊稱とは成れり、嚙と云ふも物を受收め釀成して身を養ふ義、龜はトを爲すに天地に感通り占合する徳を以ての名なり、鴨は雌雄相愛む心の深き故の名なる可して何れも右の神と云ふ語を轉し用ひたる者なり。

述者云、右神は情の物なる事を云へるなり、然るに今の學者之を知の物として思想上の物とせり、曰く、神は至高の理想なりと、之を予は思想神と云ふ、思想は心理學上知覺の最高の生活を云ひて哲學此上に築成す、是れ心を根本としたる神にして吾人の理性が此世の現象の本源に神と謂ふが如き絶對不變の實在を認めずんば止まざらんとする傾向あるを直覺したる論より來たる者にして之を

主理的實在論と云ふ、儒佛に於ても猶然るが如し、故に佛には心外無別法と云ひ孔子は如在と云へり、然るに我神道に於ては神をば右の如く感情の物と爲せば神をば認識すと云はず又如在とも云はずして在坐すと云ふ、是れ其神を然か感くるが故を以てなり、其感くと云ふ言其れ神と云ふ言なる事書紀傳の説の如し、況んや哲學上に於ても吾人の認識は事物の本體の存在は否定すべからざる真理なりとなす見解を以て最も一般とすべし』と云ふに於てをや（思想上の神は思索に依りて認識するが故に雲霧を隔て、月影を見るが如く、感情上の神は直覺に在るを以て晴空の明月を仰ぐが如し、理想は文・野・時・處・賢・愚に由りて差あるが故に信じ難し）諸神とは右の如く打任せて天御中主神を申奉る御事なれば其大御名の義を明め奉れば自其主宰し坐す神徳は知らる、事なるなり、其故は景行天皇の大御言に大倭國者以<sub>二</sub>行事<sub>一</sub>負<sub>二</sub>名<sub>一</sub>國也と宣へる意に依りてなり、故れ其大御名を明め申さむに、書紀神世七代章傳に、

天御中主尊は天の壁立つ極、青雲の棚曳く限を混して其を天中と成し給ひ有ち給ふ主宰と坐す大御神に大座坐して世に神はしも多く坐せども悉皆此神の御靈を得て成出坐しつれば、其八百萬千萬と分り坐て立て給ふ神功も何も此神の御徳に止れる者なり、其は此一柱の御靈を高皇產靈尊・神皇產靈尊と二神に別けて此二柱は天地にも神祇にも祖神たる事なり、（斯計り尊しとも高しとも世中に比なき大御神に坐するに世に祭奉る御社などの事聞えぬは此大御神の神功は右の二柱神をして令立給へるが故なり）此大御名に天と負坐せる事はしも此天地の出來れる後より稱奉れるには非ず、此神

恒天は銀河系、日  
天は太陽系、支那  
の所謂天も此中の  
者なるなり、

御

物質今は量子と云  
ふ、化学にて原子  
と云ふは不可分の  
最小物とせしむ  
其原子に原子量と  
云ふ有るは此量子  
の数の多少なるな  
り、其量子配合の  
諸種に因て諸種の

状態の物あり之を  
元素と云ふ、

水火の水は潜温の  
氣を云ひ火は顯温  
の氣を云ふ、

等の成坐して高天原とも天中とも云ひける即大虚空なる宇宙の未だ一物も有らざりける太古なれば天  
地日月星辰も何も有る事なくして唯空しき大虚には有れども、其天地日月星辰と成るべき精を收めて其  
質は氣の足はひ満ちて有りしなり、若くて二柱産靈神の靈威に資りて氣、中に其精の聚圓りて一物  
となり、天地日月星辰の出来るに依りて恒天を云ふと日天を云ふと虚空を云ふと三ながらに天と云  
ふ稱こそは有りけれ、其は此地上より然云へる耳にて高天原より云ふ時は右の天地日月星辰の文ある  
耳にして古も今も替りなき天にして即高天原又天中なる者なりかし、(然れば大御神の御名に負はす  
る天はしも世中の有の限を盡究めたる天なれば大なりとも廣しとも言も意も及ぶ可からざる事如此  
きなり) 御は此に皇産靈此云美武須毘と有る美に同じきが彼には皇字を美と訓ませ此には御字を  
美と訓ませたるを記傳三に御中は真中と云はむが如し、凡て真と御とは本通ふ辭なるを良後に分けて  
御は尊む方、眞は美稱ると甚しく云ふと全き事に用ふと云はれたると合せて御と皇と眞と三つ共  
に美の言に正しく當れるに依りて此御中も其例に説く可きが如く所思れども其の尊む方も美稱るも甚  
じきに云ふも全きに云ふも其は中々に末にして本意は謂ゆる精と云物の稱にて天地萬物を造り成し給  
ふ物質になむ有りける、所以に姑く御に精字を用ひて其義を明にすべし、(易に精氣爲物、游魂  
爲變と云ひ、管子に凡人之生也、天出其精、地出其形、合此以爲人)と云ひ、列子に精神  
者天之分、骨骸者地之分など云へり、又天に云へるは説文に萬物之精、上爲列星と見え、春秋説  
題辭に陽精爲日、日分爲星など見えたり、莊子刻意注に、精者物之眞也と云ひ、字典に引増

韻ヲ凡物之純者、皆曰精と云ひ、又精細也・密也・粹也・潔也とも云へり) 偕其の精は天中に屯聚  
る物にして彼一物と成り、分散れて元の精に復れる物にて天地の元・萬物の始・諸神の祖・産靈の  
靈物是なり、精は天中に充塞れる氣中に含藏る水火の精神にして大に聚りて土と成り、又土より生り  
て萬物と成れる皆同物なる事疑無らむ者ぞかし、天中の至靈にして至實なるは此精の氣と共に大に聚  
り圓在るが故なり、然れば天は唯氣のみなりと云ふなどは猶未だ盡さざる者なり、其精の形狀はしも  
微細にして見え難しと雖も此を推すに御紀の神世七代章の正書に渾沌如雞子と有るは惣天にして謂  
ゆる高天原の形象なり、若て其天中に一物の生れる此れ亦右の渾沌如雞子と云ふ狀貌なり、而して  
其一物と成れる物質の天中に渾沌たる謂ゆる精と云ふ物の形狀も亦雞子の如くなりしなり、其は何を  
以て云ふぞならば譬へば稜角有りて自生れる物は幾箇に碎けても稜角あり、圓體にして自生れる物は  
幾箇に割りても圓體なるが如く稀微に爲すと雖も自然に其性を亡はざるは元來稜角の質聚りて稜角  
の物となり、圓體の質凝りて圓體の物となれるが故に其性を存てるなり、然れば此渾沌如雞子を以て  
稀微なる精の物質を知る可く、又其一物と成れる形貌を思ふべく、又其の天中の至に大きく至に廣く  
して涯際を極むべからざる其極をも思ひ及ぼして曉り得べくなむ有りける、然れば美を御字に當て、  
物を尊む方に云ふ事となれりしも右の如くにて精は天地萬物の物質なりければ世に此に亞ぎて尊き物  
非ざるが故に物を尊むと云ふも其對ふ方に比較ふべからざる所有を以てなり、又眞の美稱て云ふと甚  
じく云ふと全き事に用ふるも皆同じ事なり、美を麻と云ふは體を常に美と云ふを皇御孫尊と申し儀式

精互に相反撥して  
彈體と成りて天中  
に充塞れり、

顯身は幽身の顯  
身、隱身は幽身の  
隱身、此事後に云  
へり、  
主

に御體を辭曰於保美麻と有るは皇御身尊・大御體なるを以て知可し、中は長と同じく通ふ言にて物の有る限を云ふなり、偕那迦は名所にて物有り事有る所の義なり、迦は在處・住處などの迦に同じ、又那に成の義有り、又那に伸出づる意も有るに就て思ふに此高天原の極なき處なるも此大御神の排開かし伸出して此世と成し給へるなるべければ其中央と云ふ邊より開き伸びて此天中とは成し給へるに起れる言とぞ所思えたる、偕中は名所又成處と云ふ意なりと云ふ所由はしも天御中主尊天中を排開かし坐して其を天の壁立極と成して其裏方を天地の底方の内となし給ひて此世の限と立定め給へれば此外に又物有る事なく物無ければ成す事無く成す事無ければ又名有る事無き理なるを此天中はしも物有りし事有り、又名有りて如此く世界なる故に名所と見ても、成處と云ひても同じ義なる者なり、斯在ば天御中とは天之精成處と云事にて唯天の中央に當る一處を云ふならず、悉くに此世の限を混がしたる稱なり、然して其中の起る所にして其中の止まる處は天神の幽都なる日之少宮の所在なる事云ふも更なり、又後に日神の成り坐して日天の高天原を所知食し、間より日神は此神の顯身と申すべく此神は日神の隱身とも申すべくして此二柱の差別の分難き事彼大神宮祈年祭詞に見えたるが如し、神隨と云ひ神道と云ふは此神に起れるなるを神武天皇御紀に天道と詔ひて日神に係けさせ給へる大御言の有るを思ふ可し、主は成爲なるべく物を成爲て其物に主宰たる由なり。

述者云、其中の起る所にして其中の止まる處は天神の幽都なる日之少宮の所在なる事云ふも更なり」と云はれたる甚も愛たき説と云ふべし、惣て體あれば邊と中央と有り、此宇宙も無限大の體

高木神、神産巢日  
御祖命と申せる御  
名は天日に幽身の  
顯身と坐して日神  
の御前の事執らせ  
る時の御名なり、  
又神替伎命神替美  
命と申せる時も日  
宮に坐せる時の御  
名なり、

なれば其中央は有るなり、然るに其中央有る事の傳は世界萬國中我國より外に有る事無きなり、天御中主神は此宇宙を體として其中央に御靈の座坐す御事なるなり、其御名の天御中は天中即宇宙の惣にして又宇宙の中央（即真中）なる義なり、支那・印度・西洋皆天の高き事を云へども中央と云事なし、是天は東より西に回旋するなるのみを視て中央の知られざるが故にて斯る事は神ならずして知る由無ければなり、是ぞ我國の傳は神傳なる證には有る、偕右に言はれたる如く天御中主神一柱の御靈を高皇産靈神・神皇産靈神と二神に分けて此二柱は天地にも神祇にも祖神たる事なりと云へれば此二神の神徳を知り奉らすばは天御中主神の神徳も知らぬ事なり、故に此二柱の神の大御名を明らかめ申さずばあるべからず、偕こそ此三柱を皇祖天神又造化三神と申奉る御事なるなり、斯在れば書紀神世七代章傳に、

高皇産靈尊・神皇産靈尊は天御中主尊の混成る神徳を別けて陰陽の元始の大御神等に坐事なり、先づ其の高皇産靈尊は古事記に高御産巢日神に作り、亦名を高木神とも記されて高木は高城の義なるなり、古語拾遺に高皇産靈神（古語、多賀美武須比）姓氏録には天、高御魂乃命とも高御牟須比乃命とも高皇産靈命とも高媚牟須比命とも高魂命とも種種に作き祝詞式には神魂、高魂命と並て擧げ神名式には神産日神高御産日神と記され山城風土記には久世郡水渡社名天照高彌牟須比命云云と出で三代實錄には薦枕高御産日神と出でたるなどは亦御名の例なり、高は足氣にて天中に充塞れる氣の伸び進みて足満る義なり、然るに天中は琬の如く氣は水の如し、彼、渾沌如雞子と云ふも天中に此氣の満足へ

るが故に圖在て有るを知るべし、雄略天皇廿二年御紀に、水ノ江ノ浦島ガ子乘舟ニ而釣、遂得大龜一方便化  
 爲ル女ト、於是浦島子感以爲婦トと有りて感を多祁理と訓ませたる其女に見感て情の動き起れるを云  
 ひ物に健と云ふも水に沸と云ふも皆此類の語なるなり、神皇産靈尊は古事記に神産巢日神に作り、又  
 神産巢日御祖命とも出でて高皇産靈尊に相配ひ給へる女神に御在す事古語拾遺に高皇産靈尊を皇親  
 神留伎命に神皇産靈神を皇親神留嬪命に當てたる本注あり、又出雲神賀詞の上に高天能神王高御魂神  
 魂命云云と有りて下に於是親神魯伎神魯美乃命宣久と受けたるなどは諱しく女神に在すが故なり、出  
 雲國出雲郡阿須伎神社の並に同社神魂意保刀自神社と有るも高御魂神の后神に坐せる謂なり、神は氣  
 聚にて常に神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、神大市比賣命なども御名の上に冠らせて云ふ崇辭の神と言は同  
 じき物から大に異なり、然るは男神の方より高と云ひて進來る氣を女神の方に待ち迎へさせ給ひて混  
 和り給ひて天地萬物を成し給ふ義にて神は感なりと云へる如く惟神にして其氣の通ひて物を成して其  
 迹に所見謂なり、大同類聚方に於保奈牟知命乃美己登爾、比登乃美能奈連流半自免波、安萬都美他麻、  
 美豆保乃計乃不多通乎加波世云云と有る天津御靈は此二神にて其水と火氣と二つを交へ和し給ふ内に  
 孕みてある御靈を云へり、此れ即多祁理・加牟にて結び聚めて一物を相成し坐せる謂なり、皇産靈此  
 云美武須毘と有るは美は精にて其多祁理と迦麻久と相成し坐せるに資りて成れる子にて混がりて一  
 物と成り別れて天地と成り區分して萬物と成りて如此く物の衆多なるも天地と共に生々として少も  
 不息るは此二柱神等天中に在して其精を産靈ばして天地を養ひ萬物を有たせ給ふなり、武須は記傳に

天津御靈は一物と  
 共に産靈神の結成  
 したるにて所謂宇  
 宙の大龜なり、

天津御靈

近時細小分子の  
 發電せる物を電  
 子と名づく此物に  
 合に因りて物質に  
 呈す様の原子の  
 構造は陽電子の  
 旋し居るなるが  
 中より陰電子一箇  
 を除く時は黄金と  
 成ると云ふ

預鑄造天地之功

産巢は生なり、其は男子女子又若の牟須又萬葉に草武佐受とも有り、物の成り出づるを云ふ、然れば産  
 字は正字と見ても可し、書紀にも産靈と作かれ又産日とも書ける事あればなり、偕牟に此字を書くは  
 宇牟てふ言なり、仁徳天皇大御歌に子産を古牟と詠ませ給へり」と有るは謂はれたる言にて産字允に  
 當れり又牟は宇牟と云はれたる寔に然る言なり、毘は記傳に書紀に、産靈と書かれたる靈字能當れ  
 り、凡て物の靈異なるを比と云ふ、久志毘の毘も是なり、高天原に坐します天照大御神を此地より瞻  
 望奉りて日と申すも天地間に比類もなく最靈異に坐すが故の御名なりと云はれたるは動くまじき説な  
 るに就て思ふに、久志毘の毘は河合を加波比、坂合を佐加比など云ふ合の義なるべく、天日を云ふも  
 正書に精妙之合搏易と有る如く天中に在らゆる精妙なる物の合搏事も、何も無きを相求め相  
 合ひたる上にこそ思ひ議る可からざる事も成就者なりけれ、此に合と云ふは男女の相慕ひ磁石の鐵  
 を吸ふが如く互に相求め相混りて終に其勢力の一に成りて大に奇しく妙なる者有るに及ぶを云へるな  
 り）記傳に産靈とは凡て物を生成す事の靈異なる神靈を申すなり、此外に火産靈・稚産靈・生産日・  
 足産日・玉留産日・角凝魂など申す御名もあり、牟須毘の意皆同じ、偕世中に在りと有る事は此天地  
 を始めて萬の物も事も事業も悉に皆此二柱の産巢日大御神の産靈に資りて成出づる者なり」と有るは  
 古より次降初めて此説の成れるにて尊しと云はむも中々なり、云云、顯宗天皇三年御紀に、月ノ神著  
 人ニ謂之曰、我祖高皇産靈尊有預鑄造天地之功、宜以民地奉、我月ノ神ナリ、若依請獻、  
 我當福慶と見え、又次に日ノ神著人謂阿閉臣事代曰、以警余田、獻我祖高皇産靈尊とあり、

此にも有預鑄造天地之功と詔ひけむを先に譲りて略かれたる者なり、偕此二つ共に高皇產靈尊一柱のみ出したれども神皇產靈尊をも並べて御諭有りしなり、何を以て知るぞとならば右の磐余田は大和國十市郡なるに神名式に十市郡目原坐高御魂神社二座（並大・月次・新嘗）と有るを其一柱は神皇產靈尊なるべし、』と云はれたるが如くなればなり、（中略）此預鑄造の中には預字を殊に眼目には有りける、預は副加はる由なるは如何と云ふに天は可美葦牙彦舅尊・天常立尊、地は國常立尊・豊斟野尊と持分けて其神等の鑄造り給へるを此高皇產靈尊・神皇產靈尊と二柱は其上に在して幽贊給ふが即副加はらせ給へるにぞ有りける、鈴屋大人も既に其意なりし故に其れとなしに論はれたる記傳の説を摘て云はゞ、先づ伊弉諾尊伊弉冉尊の國土萬物をも諸神をも生み成し給へるは此神等の詔命に依り、又其時の唱和の前後の次第をも教へ給ひ其事を善く成さしめ給ひ神功既に至り坐し徳も亦大に成りて天に復命し給へるは其結びにて專此神なる事人の知れるが如し、天石窟隱の時に古語拾遺に高皇產靈神會八十萬神於天、八端河原議奉謝之方と見え、其時にも天孫降臨の時にも其事思慮給ひし思兼神は此神の御子と見え、天照大御神は相並び坐して大御詔仰せて皇御孫尊の初國所知食す萬の事共成り、大己貴命に少彥名命相並び坐して國土經營の事共成り、天忍穗耳尊に萬幡姫命、兒玉依姫命相配坐して皇御孫尊を生み坐せり、是等何れも相並坐す神有りて此神の產靈の御功の成れる状なるも深き理有る事なるべし』と云はれたる此相並坐す神ありて事の成れるなむ右の有預鑄造天地之功と云者にて、天地の初時より次々に成り坐せる神は更にも云はず、此神の產靈に資りて成出づるの

此時の高皇靈神は  
幽身の顯身のに坐す、

幸魂奇魂

みならず萬の事業の上に其副ひ加はりて其を令成給ふ者なる事灼然し、右の預鑄造と云ふに猶思合せらる、事多在り、其は寶劍出現章第六、一書に、大己貴神遂に到り出雲國、乃與言曰、夫葦原中、國へ本自荒亡、至及磐石草木、咸能強暴、然吾已摧伏、莫不順、遂因言、今理此國、唯吾一身而已、其可與我共理天下者蓋有之乎、于時神光照海、忽然有浮來者曰、如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在故、汝得建其大造之績矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也、大己貴神曰、唯然、爾知汝是吾之幸魂奇魂、今欲何處住耶、對曰、吾欲住於日本國之三諸山、故即營宮於彼處、使就而居、此大三輪之神也と有るを熟考ふるに大己貴神は已命の御徳を以て大造の績を得建て給へりと所思して與言し給ひけるに、其を抑へて幸魂奇魂神の顯坐して却に其神の御功の如宣へりしを然すがに得曉り給ひし故に其宮處を問ひ奉らしければ三諸山に居らむと宣ひし任に其處に鎮め奉り給へりしも（中略）然なるなり、又記傳に、世に神はしも多に坐せども此神は殊に尊く坐すとて產靈の御徳申すも更なれば有るが中にも仰ぎ奉るべく崇め奉るべき神になむ坐しける、偕此大御神は如此二柱坐すを記中に其御事を記せるには二柱並び出で給へる處はなくして或時は高御產巢日神、或時は神產巢日御祖命と旁一柱のみ出で給へる其御名は異れども唯同神の如聞えたり、抑如此二柱にして一柱の如く一柱かと思へば二柱にして其差の鬚髯しきは甚深き所以有る事にぞ有るべき』と有るに就きて猶考ふるに此二柱、神はしも天御中主尊の荒魂和魂の如く御在し坐して天照大御神の荒魂柱津日神、和魂直日神に

荒魂和魂



此二柱神の幽身の顯身として日宮に顯れ坐し時の御事なり、

應へる者と推し察り奉らる（但荒魂和魂を善惡の義に取るなどは甚しき僻事なり、荒魂とは物に進む方の御魂を申し、和魂とは御身に和み鎮まる方の御魂を申せり、下略）祝詞に神漏岐神漏美命と申して萬の事の始を成し給へるは此二柱ノ神に坐す、紀記共に其御事を記されたるに二柱並び出で給へる處はなくして旁一柱耳出で給へるは甚々深き故ある事にて萬の事業の上にも荒魂の事には高皇產靈尊、和魂の事には神皇產靈尊と其並座して神議り給ふ中にも其方に主たる御名を擧げて傳へさせ給ふ者にぞ有りける、壓乞其一二例を出さば天石窟の時又御天降の時などは荒振神の所爲なる故に高皇產靈尊の御名多く出でたる中に甚尤きは天孫降臨章第一ノ一書、天稚彥が雉を射たりし矢の天に到りける時の文に天神見其矢曰、此昔我カ賜ヒシ天稚彥之矢也、今何故來ル乃取矢而呪之曰、若シ以テ惡心ヲ射ル者則天稚彥必當遭害、若以平心射者、當無恙、因還投之と有る天神を正書及古事記には高皇產靈尊と見え此の必當遭害を記には天若日子於此矢麻賀禮と有るを以て予が説の強ひざるを恐れ、又神武天皇御紀に御軍の平なる時に勅シテ道ノ臣命ニ、今以テ高皇產靈尊ヲ朕レ親作顯齋ヲ用汝ヲ爲齋主と有りて後に躬自齋戒祭ル諸神ニ遂得安定ニ區宇ト見えれば自餘の神等をも祭り給へるなるに此神を主と立て、齋かせ給へるは其御稜威を仰き奉らせ給へるが故なる事著明し、又記の大宜津比賣神の御身より種々ノ物の成れる所には故レ是神產巢日御祖命令ヲ取茲ヲ成ス種ト見え大穴牟遲神の八十神に被殺坐しし件には爾其御祖命哭患而參上于天ニ請神產巢日之命時、乃遣ニ蜚貝比賣與蛤貝比賣令合作活カサなど有るは和魂に坐せる故にて右の高皇產靈尊とは反對なり、所以に御巫祭神八座の中な

るも神產日神・高御產日神と次序し祝詞にも神魂高御魂と有りて常に神漏岐神漏美命と申す例に異るは皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸開奉とある如く事なき節に大御身の守護をのみ祈らせ給ふが故に二柱共に並べ擧げたるも其專と有る方を先には爲られつる者なり、彼の神功皇后御紀なる神の御誨には和魂服ヲ王ノ身ニ而守リ壽命ヲ荒魂ハ爲リ先鋒ト而導シ師船ト見え皇后の御方には則 擣荒魂ヲ爲軍ノ先鋒ト、請和魂ヲ爲王ノ船鎮トと有るを合せて思ふべく、又四時祭式鎮魂條には右の神魂高御魂神等の八神に大直日神一座を合せ祭らる、を以て和魂を主として神產日神を先に被定たる所由を思ふべき者なりかし、

述者云、右二柱皇產靈神の神徳は天御中主神の神徳にして即荒魂に依りて高と進み排き壓し、和魂に依りて神と聚り饒び和み、幸魂に依りて天地日月萬事萬物を造り化し、奇魂に依りて各其妙用を爲す御事にて坐す、是即妙に奇しく、尊き神の徳を爲す所以の者なるなり、偕其の妙用の中に隱身と顯身と云事有り、其の隱身とは氣精の中の御靈を云ひて其感通完全にして澁滯り障礙る所無し、是天中の日之少宮に坐す天神即皇祖天神の神徳に坐す、其の顯身とは形質の中の御靈を云ひて其感通完全ならず、故に同じ天神に坐しても天日の日ノ宮に顯れ坐しし天神は天稚彥が矢の何を爲して來りしかを所知食さざるをもて呪ひて返矢し給ひしなり、其不忠を罰し給ひしは日之少宮に座す、感通完全なる天神の預ひて然らしの給ひし御事なるなり、斯在る事は道の體なる理と云ふ事にて云へば分り易し、即真理の決定を神中主神に任せ給へる御事なるなり、（理の事は後に論へり）偕右に

此所在は天日のに非ず、造化三神の幽身の隱身の神の座坐す日之少宮の所在なり、  
水とは靜氣中の精、火とは精中の神の勢威に因りて精活動して生じたる温、

其實は水とは其元

氣の在來は靜氣と云事、其實は火とは今活動する動氣は顯熱なりと云事、宛曲とは在來の靜氣の壓迫を排し除けて今發動し來れる動氣の元所に空虛を生じたる故に、其所に向ひて右方より靜氣の動氣と成りて壓し來たる爲に、其右方の靜氣の壓力減じたる其方に動氣の進行せるなり、

云へる有預鑄造天地之功と云ふ事はしも（月神の神言に、いはい、天地を皇産靈神の造り給ひし事の證是に増したるはあらい、世界萬國何處にか斯在る傳へはある、實に辱く尊き限にこそ）天常立神の天（銀河系）を造り國常立神の地（日天即太陽系）を造り給ふ時に預給ひし時の事にして其の天地は高皇産靈・神皇産靈二柱神の産靈に因りて成りし一物より分別れ成れる者なるが故なるを以てなり、偕其一物は何にして成れると云ふに書紀傳に、

凡天際の内は至虚しきが如しと雖も元氣に精と神とを孕胎て水の凹きに溜れるが如く少も間然無く大に彌綸たり、是を高天原と云ふ、偕此元氣も渾沌たる一物にして素より陰陽の別有事無きを其本體は水にて健く剛くして天體を固成せるを其天中にして後に天日の所在よりして大に天表の方に其氣の長伸て動きしが其天表の氣も其れに醸成して靜に相網纏合ひて始めて氣中に火を含む事を得たり、是に於て陰陽の二氣と成りて天地萬物を生み成し給ふ高皇産靈尊・神皇産靈尊二柱神等の神威彌真盛になむ成れりける（猶委しく云はむには元氣は本體にして精は水なり神は火なり、此に至りて陰陽の二氣始めて分れたりと雖も素より無かりし物の始めて有るには有るべからず、天神中主尊の靈威の中に隱るひたりし物の今啓發たるにぞ有りける、此二氣に依りて始めて宇宙に靈妙なる事の成始れる事譬へば人の支體の物に觸れて知覺を成すは火の精神あるが故なり、人若し寒氣に犯され火の精神散去て龜手ば其手、指物に觸れて覺る事無きを以て火は物の精神なる事を曉る可し、崇神天皇神紀に識性の二字を美多麻志比と訓めるをも思ふ可し）偕天表の氣は健く剛くして天中に直行に壓迫れる其實は水な

れども火を含みて陽なり、天中の氣は天表に長伸る内に其直行に壓迫れるに遇ひて右に宛曲れるが其質は火なれども水を含みて陰なり、如此陰陽と二に分れては有れども互に相結ばりて謂ゆる陰中の陽、陽中の陰と云ふ意にて云云、

と云はれたるが如く其宇宙に充塞れる元氣より成出でたる者にして其元氣とは上にも云はれたるが如く精中に寓れる神の勢威に因りて精自活動して温熱を生じ此温熱に因りて精と精と互に反撥して一定の距離に並列し其平均するに於て靜止し以て彈體を爲す者を云ふ、而して此状態に於て潜温す之をエネルギーの潜在と云ふ、（此精の活動同方向に互に回旋する時は精互に相牽引し反方向に回旋する時は互に相反撥す、而して多數の精其同方向に回旋する時は氣に陰陽を生ず、此に於て其氣中の精平均の状態を破りて相結合し以て質を成す、其相結合する時精互に接近して潜温顯温となる、之に因りて光及電氣を生ず之を動氣と云ふ、是れ精の運動のエネルギー温・光・電氣に變じたるなり、此質相結合して原子を成し、原子相結合して分子を成す、其同分子相結合する物を元素體と云ふ、即金・銀・銅・鉄・炭・硫黃・磷の如き是なり）此靜止したる靜氣の時は所謂無始の天即天地未剖の時なり、偕天地初發の時は此無始の天を主宰し座坐せる天御中主神の天地（此天地は天日と大地との天地のみに非ずして天日をも星宿をも産成したる一物の所在を天と云ひ其産成されたる天日をも星宿をも地と云ふ天地なり）を造り生し給はんと發意ち給ふ荒魂に困りて足氣（陽）と顯れたる氣の運動即高皇産靈神の作用を始め給へる時にて其氣靜氣の平均を破りて押進むが故に靜氣の壓迫

極細小微分子を近  
時量子と云ひ量子  
力學を唱へて宗教  
的經驗を肯定する  
に至れり、大人説  
に近以せりと云ふ  
べし、また宇宙の  
空間は實在なりと  
云ふ、是大人の天  
御中とは天之精成  
處と云事と相一致  
するなり、

と軋轢し其所に温熱即火を含みて陽なるなり、即精相結びて質と成る、其動氣靜氣の壓迫の抵抗の爲に直進する能はずして右方（北天より見る時は右方南天より見る時は左方）に宛曲する迄に至れるが其時既に即行進する直に後方に空虛を生じ茲に一物を結爲さんとの和魂の氣聚（陰）を起し其後、右方より動氣進み來たる、是れ神皇産靈神の作用を始め給へる時にして其動氣は陽なるも吸引する即陰壓の靜氣を含みて陰なるを致すなり、偕其宛曲せる動氣追々天表に向ひて靜氣を排しつゝ、進行して渦線狀に擴大すると同時に其中央部の空虛即陰壓を填充せんと其排せられたる質（動氣と靜氣と釀成即結質したる物）の天表の方より中心に向ひて亦渦線狀に入來り入來りて集合す、此兩作用に因りて精天の中央に聚積して以て一物を生ずる事なり、是れ神の勢威即天御中主神の靈威に因りて氣より質を生じ質より形を生ずる所以なる者なり、（以上の説明は重胤大人の説に依りて清民の云ひ初むる者なり）此氣今尙宇宙に充塞す、之を今の學者エーテルと名け其中の極細小微分子即精をエーテル分子と云ふ（或之を靈氣と譯す、但假定の物とす）此精の宇宙に充滿するを證するには此氣を以てす、而して此證を説明するには光と熱とを以するを便とす、光と熱とは物體分子の振動するより起る者にして此振動を其周圍に存する靈氣に傳ふ、其靈氣其動を受けて次々の靈氣に傳ふ、其速力非常に迅速にして一秒時間に八萬里を以て周方に傳波す、今天廓天底に在る星より發し來る光線此速力を以てしても數十百年（之を光年と云ふ）を要する事を知る、更に大望遠鏡を以て窺ふ時は其光の目目に映する能はざる遼遠の距離にも無數に星の存在する事を知り得て天底の涯際なきをも察せしむ、斯在る遠大なる宇宙の間に物有るを知り得るは此氣の充塞するを以ての故なり、又堅剛緻密なる金石を温熱する時は漸々膨脹増大し軟弱鎔融して液體と化り益増熱する時は分散蒸發して氣體と化る、是れ此金石中に靈氣の充實し在りて温熱の爲に其氣活動して反撥作用を起し以て金石の分子を分離し氣體と化らしむるが故なり、是れに依りて宇宙には精の充滿せる事を感明かにして而して此宇宙は一の物質の聚體即身なる者なる事を知了せしめ又神氣の充滿せる事を感明せしむ、殊に夜間山野を行き或は晴空の星辰を仰ぐ時に然り、偕右の如く陽氣外方に進行く後に生ずる空虛即陰壓に入來る陰氣の作用連續する状態を溟滓と云ふ、即圓周復集て漸々増加し其狀貌或如雞子、或如浮膏、或如浮雲、或如游魚く以て一物結成し其質量増加するに従ひて其運動強盛と爲り其陰の作用即求心力極まりて陽の作用即遠心力を起すに至る、此間に於て精質と成り、質・原子と成りしなり、是れ則高皇産靈・神皇産靈の精結の成就へる所にて皇産靈神の神徳の至り極り坐し、所なりとす、此一物の生成よりやがて天地の生出づる活動は氣刺したり、之を含牙と云ふ、是れ右の陽の作用の遠心力陰の作用の求心力に勝りて其一物の赤道部膨出して如葦牙く抽出で漸々増長して萌騰り薄靡きて數億萬即無數の一物を放散せり、之を明清凝日と云ふ、此に因りて成坐せる神を可美葦牙彦舅神と申す、其放散せられたる數億萬の一物各、其遠心力、先の結成したる第一の一物（即無數の一物を放散したる殘の一物）の求心力と平均して一定の處に止り其遠心力の餘力を以て第一一物の周圍を回旋し以て銀河系を成就せり、此銀河系を恒星天と云ふ、天日此

第一、一物

第二、一物

力の餘力を以て第一一物の周圍を回旋し以て銀河系を成就せり、此銀河系を恒星天と云ふ、天日此

中の一つなり、此天即別天を主宰する神成坐せり、此神を天常立神と申す、此狀を清陽者薄靡而爲<sub>レ</sub>天と云ふなり、(銀河の狀は平盤の如く宇宙の中に擴布す、故に其高天原と云ふ名に負かず) 茲に於て天先成れり、而して其所成神々を別天神と申す、次に其別天を成せる無數の一物即第二一物、又元運の儘に旋轉して葦牙の如く抽出で萌騰り薄靡きて一圓天を造成せり、(此時亦可美葦牙彥舅神幸ひ坐せり、其天日の一物より造成せる一圓天を日天(太陽系)と云ふ、其日天を爲せる八(今又一星を發見せり)の一物即第三の一物を大地及水星・金星・火星・木星・土星・天王星・海王星(海王星は他の恒星天系の物の來屬せるなるが如しと云ふ)と云ふ、此第三の一物等又元運の儘に旋轉して葦牙の如く抽出で萌騰り薄靡きて一小圓天を造成せり、之を地天(地天とは清民が名けたる稱なり、其説別に云へり)此時亦可美葦牙彥舅神幸ひ坐せり、其地天を爲す者を月及衛星と云ふ、此地天を主宰する神成坐せり、此神を國常立神と申す、茲に於て地後に定まれり、而して所成神々を國狹槌神・豐國主神と申す、國狹槌神の狹槌は避土にして天日即第二の一物より八游星の別れ避りて各、一定の地位に常立つを申す御名にて亦名を國狹立神と申す、則避立と云ふ事なり、豐國主神の豐國は動旋土にして大地に於ては一日に一回轉則私運を爲しつ、三百六十五回轉して天日の周圍を回旋則公運を爲す事なり、其間に如浮雲即星雲にて有ける間の神名を豐雲野神と申し浮膏の如き間の御名を豐樹野神と申し洲壤爲せるよりの御名を豐組野神と申し、二十三度半傾きて回周するが故に四時を爲す御名を豐香節野神(動頗傾主)と申し、一定の氣脈を公運して春夏

第三、一物

秋冬を爲す御名を浮經野豐買神(浮經主動交)と申し、年月日時を數限なく經過し往く御名を豐齧野神(動來經主)と申し、月を伴ひて公運する御名を葉木國野神(運國主)と申し、地動の神業に因りて生國足國と榮ゆるを爲す御名を見野神(滿主)と申す御事なり、右の如く天地を鎔造するに皆其々に神々の主宰と坐して神業を行ひ神功を立て、御在し坐す、其御徳は皆悉く天御中主神の分靈にして高皇產靈神・神皇產神の預ひ坐して爲し行ひ給ふ御事なるを有預鎔造天地之功とは云ふ事なり、是に由りて之を觀れば我、神道の神は哲學上汎神論なる者なり、此事實は記紀に明に記して有り、則古事記に、國稚如<sub>ニ</sub>浮<sub>ニ</sub>脂<sub>ニ</sub>而久羅下那洲多陀用幣琉之時、如葦牙因<sub>ニ</sub>萌騰之物<sub>ニ</sub>而成<sub>ニ</sub>神名<sub>ニ</sub>宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神と有る是<sub>レ</sub>銀河系天の成れるなり、其物に因て成坐せる神即萬物を爲すやがて神成坐す是<sub>レ</sub>汎神なるなり、其國とは第一の一物の事なり、又書紀に、故曰、天地開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也、于時天地之中生一物狀如葦牙、便化爲神號國常立尊、次國狹槌尊、次豐樹野尊と有る是れ太陽系即日天の成れるなり、其の洲壤とは第二の一物即天日の事なり(國と云ひ洲壤と云ふは此大地の狀を以て譬へ語り給へる者なり、今も星雲を望むに其狀貌種々にして、或は洲壤の如く或は雲霧の如くなり)又天地之中の天は第一の一物・地は第二の一物なり、此國常立尊は第三の一物即大地の主宰に坐す、如此く如葦牙因<sub>ニ</sub>萌騰之物<sub>ニ</sub>而成<sub>ニ</sub>神名<sub>ニ</sub>宇麻志阿斯訶備比古遲神、又狀如葦牙便化爲神號國常立尊と云ふ萌騰之物、又狀如葦牙の其物即神なる事なり、然らば其神は皆同等なりやと云ふに然らず、紀に至貴曰尊自餘曰命並訓美舉

物即神

等、也と區別して神にも貴賤尊卑有る事なり、故に宣長翁詠して曰く、神といへば皆等しくや思ふらん鳥なるもあり蟲なるも有り』いやしけぞ 雷樹神狐虎龍の類も神の片端』といへり、是れ等しく天御中主神の分靈にして皇産靈神の産靈に成るとはいへども其精結の粗精配合の種々なるにて之を物に譬ふれば等しく炭素より成ると雖も木炭の粗なると筆鉛の密なると金剛石の精なると有りて皆其々用を爲すが如し、是れ八百萬千萬の神を爲し、宇宙の森羅萬象を爲し、人心の千差萬別を爲す所以なり、如此く天神地祇萬物人類の生り成りて日月大地の運行の毫髮の差違なきが如く世の立行くは皆悉く高皇産靈神・神皇産靈神の預ひ座坐すにて其れ即天御中主神の靈威即大御幸即神徳なる者なり、故れ書紀傳に、

天地未割とは決て遠く遼なる太古にして第四ノ一書に高天原所生神名、曰天御中主尊と有る時なるが何時より始めて此天中に存在しにか其始を知るべからざれども無始より以來其天地を成すべき物質にして天中に充實て在る精眞と其を主宰し給ふ神とを相生成而世を始給ひし故に天御中主尊と申奉る事にて委しく上に言へるが如し、其神名の御は崇辭には非ず、天中に充塞れる氣中に胎みたる精にて其中に神の寓舎て其迹物に著見れて虚しからざる其れにて次に成坐せる高皇産靈尊・神皇産靈尊二柱は其精を身統て天地萬物を成給へりし神等に坐せり、古事記に、此三柱ノ神者、並獨神成坐而隱身也と有る隱身は顯身の反にて人體を云ふに非ず、其神靈の物に含有りて其信有るを以て身とは云へるにて其身即謂ゆる精なる事を明らむ可し、然れば天中は天御中主尊の隱身にして其精も神も亦其神一柱

隱身顯身

有可き隨は理の事なり  
移り動く事なしとは道の事なり、

の有にて其より天地は出來諸神は成坐せりと雖も亦其神一柱の神威なりかし、古書に惟神と云語の有るは神中在と云ふ義にて此神の天中に在立たして其有可き隨に天地を成給へりし由縁に起り神道と云ふは此神の天中に在立たして移り動く事無く完成給ふ所以に依事などにて世の始より打任せて神と申すは此神一柱に限れる事申すも更なり、  
述者云、其の神の寓舎りて其迹物に著見れて虚しからずとは之を物理にて説明すれば其精に神あるが故に勢威を爲し、其精の結び成れる質に勢威あるが故に力を爲し、其の質の結び成れる原子に力あるが故に作用を爲すが如きを云ふにて、隱身とは靈の物に含有りて其信有るを差して身と云ふにて其身即精即靈なりと云ふ事なり、(隱身は顯身の反にして更に之を幽身の隱身、幽身の顯身、現身の隱身、現身の顯身の四種に清民は別てり、乃其幽身の隱身とは氣精の中即日之少宮に坐す造花三神の御靈を申して理も道も此中の物にて其感通は完全にして滯障礙有る事無し、其幽身の顯身とは天日に顯れ坐せる神等を申して神格の神に坐す、此神は天日の形質の中に坐すが故に氣精の中に坐す造花三神の如く感通全からず、故に皇孫の降臨座坐す葦原之中國の荒振神を言向けに遣はず神を思兼神に思はしめ又諸神に議らせ給へり、其の現身の隱身とは地上に現身と生まれませる神の天日又は地中に隱身と成りて座坐せる神等即伊弉諾神・伊弉冉神・天照太神・素戔鳴尊の如きを申す、即諾冉二神の不良ぬ子得給へる事を太占に卜合て知給ひ、日神素尊の誓約に依りて天下之主者を得給へるは眞理正道を皇祖天神に請給へるにて、大己貴命に幸魂奇魂の御諭を爲し給へるは命の自負

心を抑へて正道を教へ給へるなるが、是等亦感通全からぬにて幽身の顯身の神に等しく坐す御事なるなり、其現身の顯身とは人格の神即現人神にて現身の隱身の神より更に感通の不全なる神に坐す、即神武天皇崇神天皇の如く御夢に御教を得給へるが如き是なり、儲右の所由に依りて天照太神は天御中主神の顯身、高木神は高皇產靈神の顯身、神產巢日御祖命は神皇產靈神の顯身、天皇は天照太御神の顯身に坐する者なり、故に神は理の體現者などの説も有れども理のみにては神とは云ふ可からず、妙に奇しく尊き徳を具へて始めて神とは云ふなり、而して其精も神も其神一柱の有とは哲學上一元論なるなり、是故に世に有りて有る事も物も皆悉く天御中主神の有たせ給ふ者なり之を惟神と云ふ、其惟神とは右に云へるが如きも更に詳しく書紀傳に記されたり、其は

惟神

孝徳天皇御紀に、惟神（謂隨神道亦自有神道也）と記させ給へる惟字は尙書に惟精惟一と有るに依りて書かせ給へるにて唯神耳有て他に道無しと云義なる事同御紀に又隨在天神とも書かせ給へるを以て知るべきなり、又其を萬葉十三に神在隨とも記されたるなどを合せて言義を思ふに其は神中在と云ふ事なり、中臣本系帳に中良布留人と有る如く、天地の立てるも萬物の成れるも神其中に在して然爲給ふに依りて、古より今に至る迄其信有りて違はざる如く人身に受行ふ神道も然にて、神道に隨へば亦自然に神道其中に在りと云事なり、（論語に、祿在其中とも餒在其中とも直在其中とも仁在其中とも意味似たる事にて此を行へば彼亦其中に行はる、を云ふなり）

とは是なり、是を以て儒に謂ゆる天も、佛に謂ゆる法も、基督に謂ゆる神も、又形而上の道も理も、

基督の神はエホバの性質を有して己一神の外に他の神を拜せしめず極めて偏狹究屈にして吾國情に合ひ難し、然れども父なる神を皇産靈神とし聖靈を天津御靈とし基督を神の子とする時は同じく吾神道内の者と成るなり、故に此處より導く時は同化し得べきなり、

形而下の器も氣も、皆我惟神中の者なる事なり、而して斯る物は如何にして成れると云へば高皇産靈神・神皇産靈神の皇産靈に因りて成れりと云ふ事なり、（但基督の神即超絶神又唯一神と云ふは我氣精の精の中なる神のみを取出でて云ふ者にして其天地萬物を造りしと云ふと雖も其等は何物より如何にして造りしか説明有る事無し、無が有と成る事なければ、若し天地萬物が神より出でしとならば同じく天地萬物は神なる事となるべきなり、然るを然らずと云ふは宗教の方便的に二元として説きたる者なり、而して基督の神は猶太のエホバ神を見直したる神なる故に何處迄もエホバの性質の附隨して有る事なり、儲其エホバとは猶太人の守護神にして自妬神なりと名乗れる神なれば一種の邪神にして回教の神と同じく唯一神と云ふ神なり、然れども共に同じく猶皇産靈神の産靈に因りて成れる者なり、又佛は世を究むれば唯真如なるのみと云ふと雖も然らば其真如なる者は如何にして出來たるぞと云ふ時は説明する事能はず、儒も亦然り天は何れの處にして如何なる者ぞと云ふ時は答ふる事能はざるなり）儲神とは妙に奇しく尊く坐すを申すなるを世に其内の一つを特に取出でて教とする事なり、之を宗教・道德と名づく、釋迦は其妙を取りて妙なる法（真理・正道）の人格化を佛と云ひ即神格者と爲し、基督は其奇を取りて奇しき神の人格化（律法）の神格者を神の子（耶蘇）と云ひ、儒は尊き天理天道の人格化（性理・人道）者を聖人と云ふ等の事に依りて世を濟ひ人を導くなり、然れば我神道は自然に此三教を兼備へたる者なる事素よりなり、但宗教は神人合一を教へ道德は人の常道を教ふる者にして共に我神道の註脚なるなり、

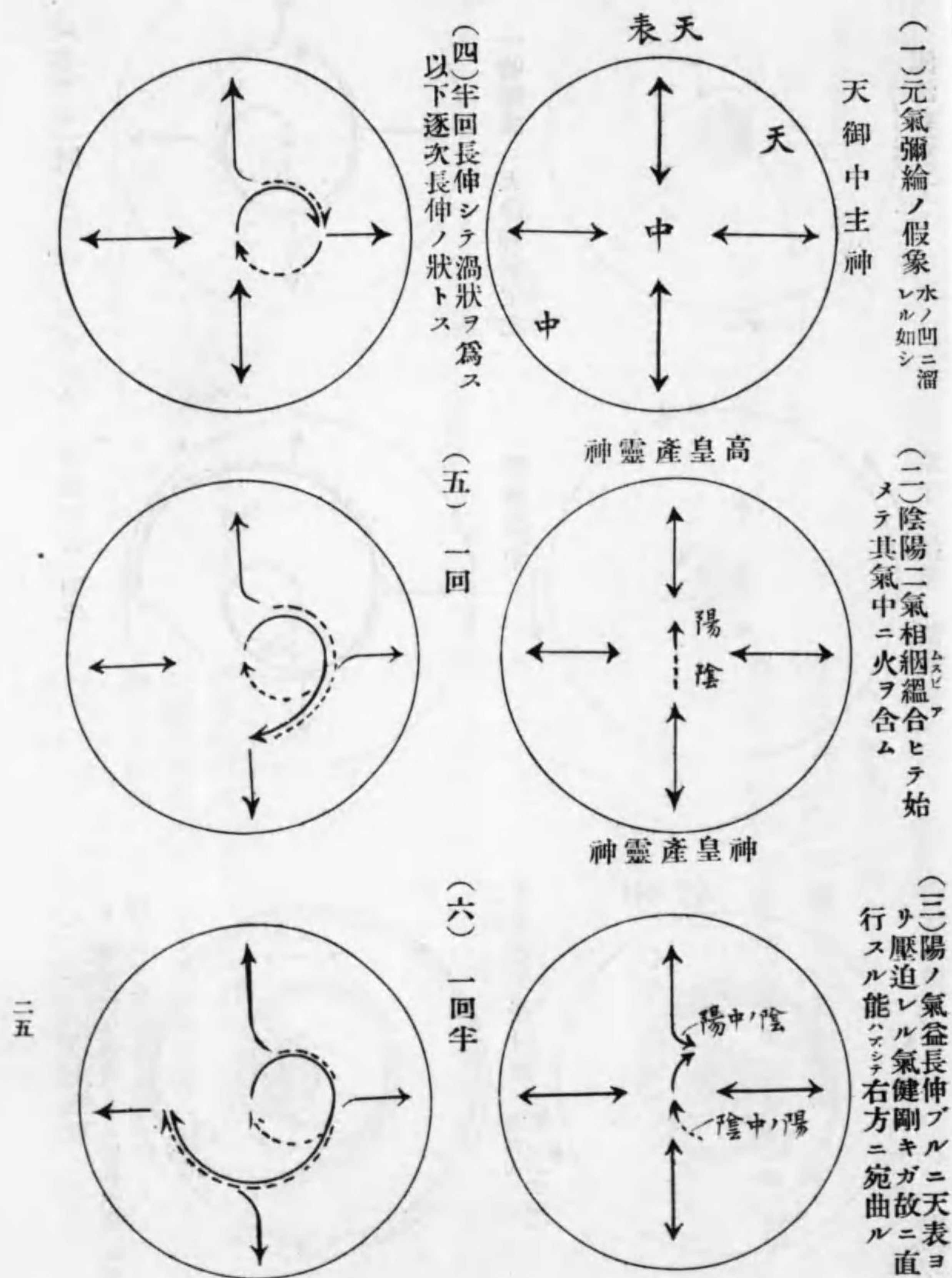
○圖說

氣精時代 形質時代 星雲時代 地質時代

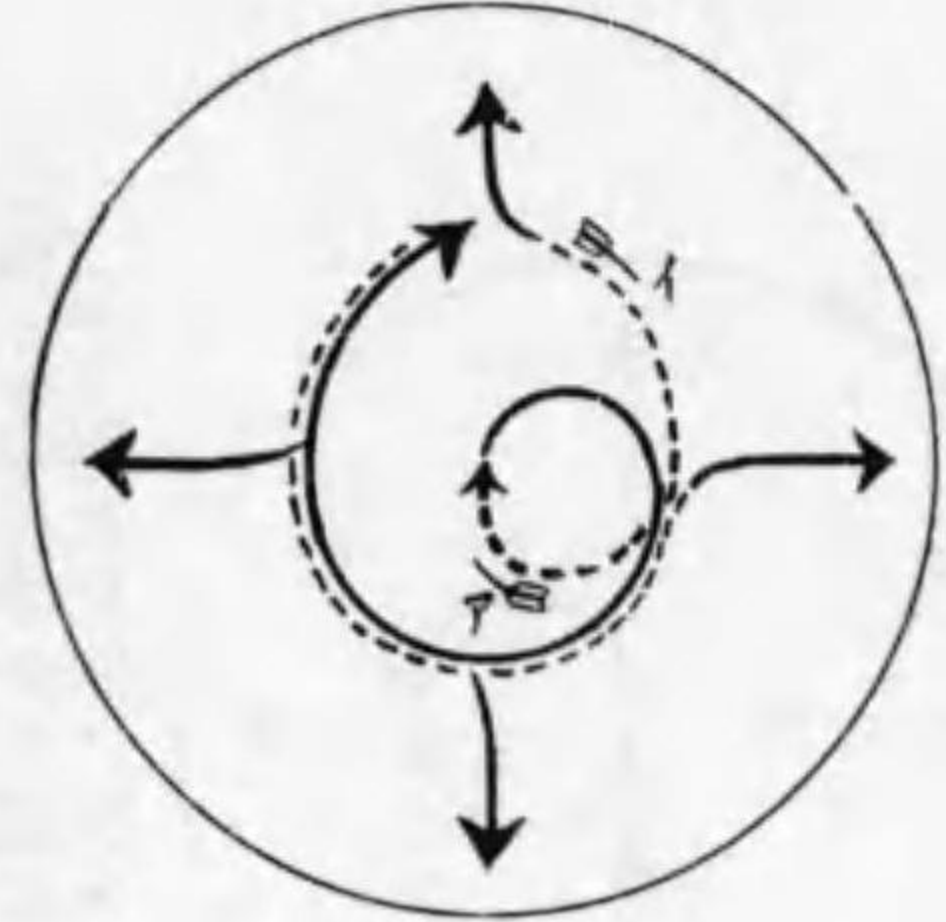


御中主神ノ如何ナル御知如何ナル御情如何ナル御意  
ニ因リテ天地ハ造ラレタルカ唯其レ此ノ如シ

天地ノ元一物ヲ結成シテ天地ヲ鑄造スル圖

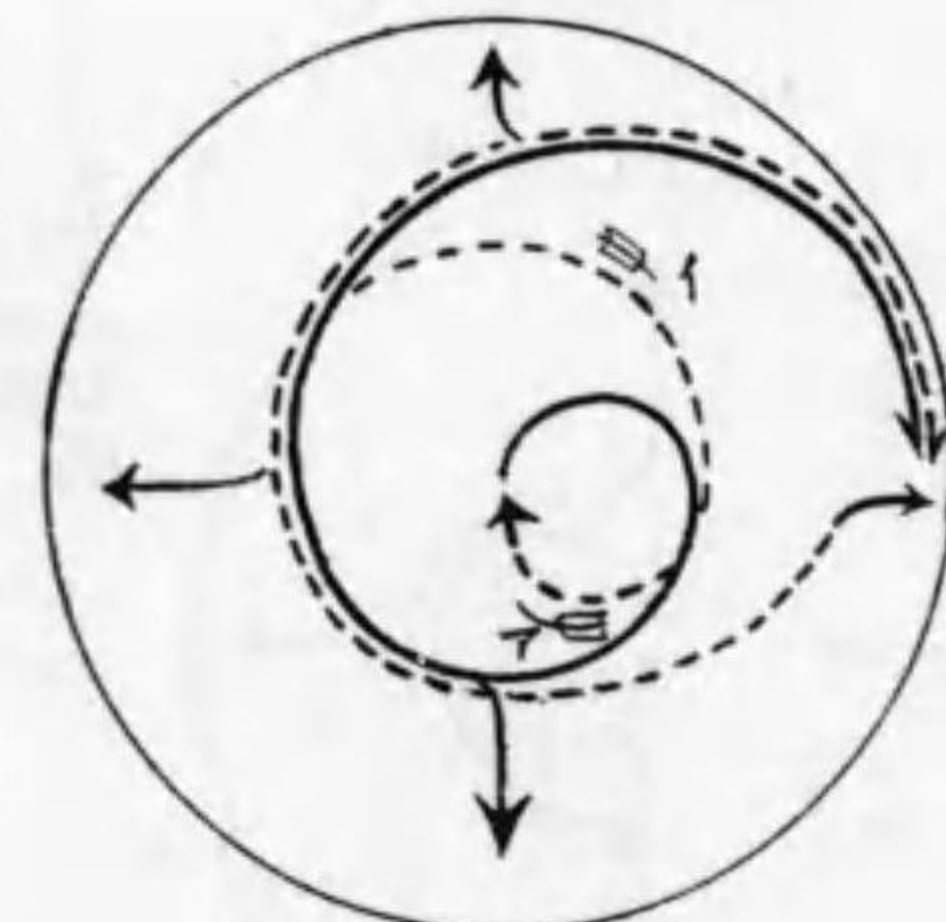


(七) 二回



一物結成 天津御靈生成

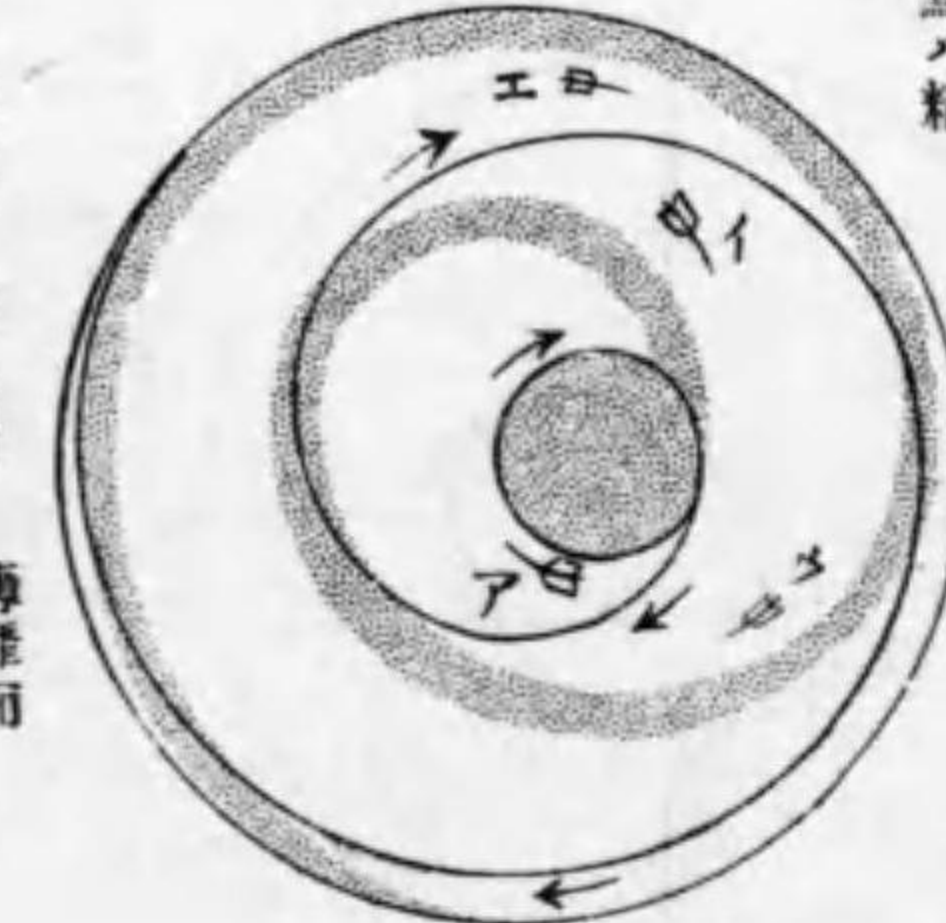
(八) 二回半



渾沌如雞子

溟滓含牙

(九) 三回以上無數  
↓ハ陽氣進行ノ方向↑ハ陰氣聚集ノ方向  
點ハ精



可美草牙彥舅神  
薄靡面  
爲天(銀河)

別天生成

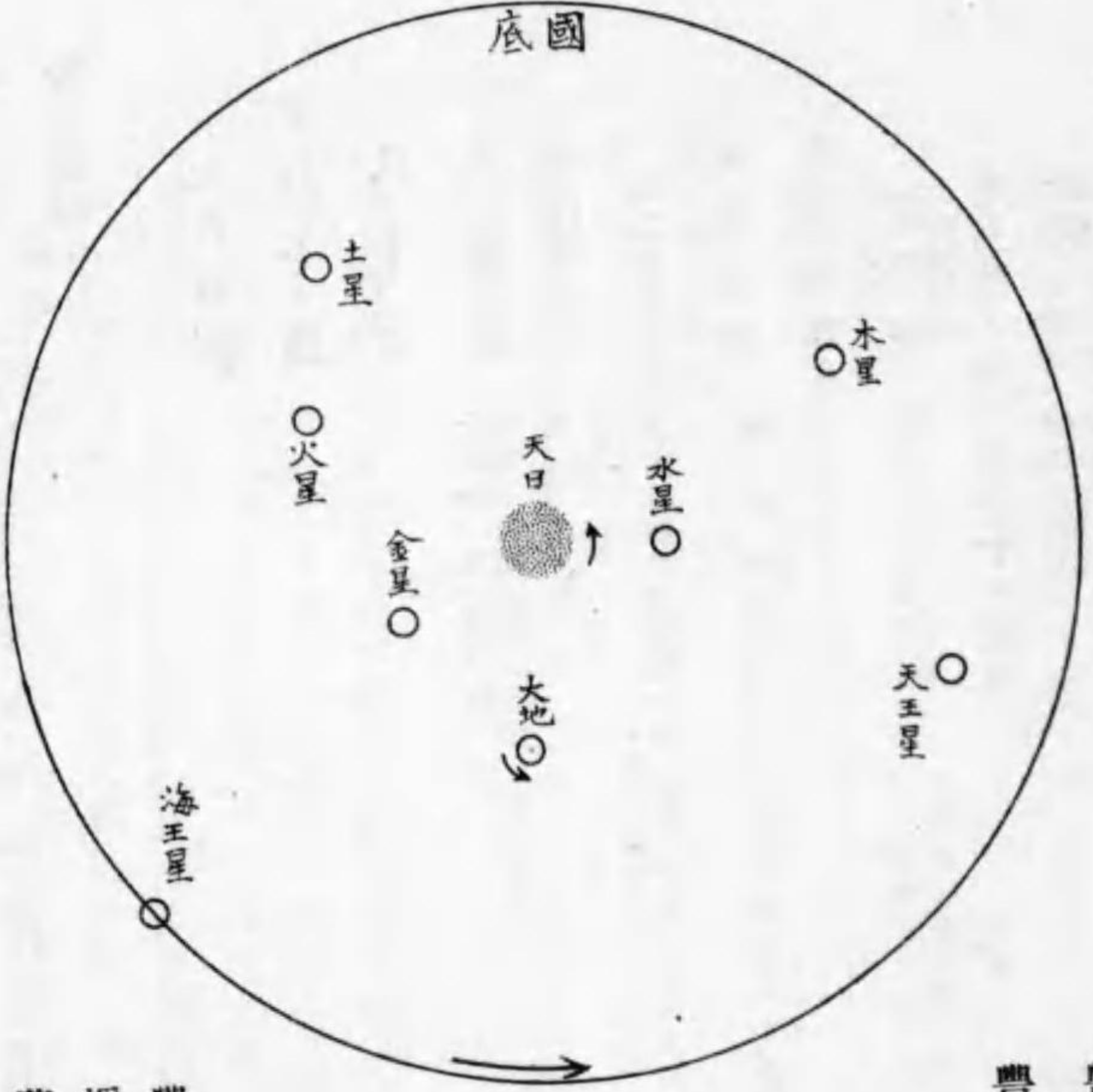


天常立神

點ハ第二ノ一物  
アハ求心力  
イハ遠心力

日天生成

天日即第二ノ一物トシテ



國常立神 國底立神 國狹槌神 國狹立神

地天生成

大地即第三ノ一物トシテ



各衛星皆如此シテ生成ス  
豐雲野神 如浮雲 豐樹淳神 如浮膏  
星雲時代 滄溟時代  
豐組野神 如游魚 豐國主神 動國ノ主宰ト坐ス御名  
洲嶼時代 トヨクニ

豐香節野神 二十三度半頗願ス御名  
浮經野豐買神 一年公運四時ヲ爲ス御名  
葉木國野神 月ヲ伴ヒテ公運スル御名  
豐鬻野神 永世不變公運私運スル御名  
見野神 生國足國トシテ滿盈スル御名



神世七代以後之時代

伊弉諾神  
伊弉冉神

二神夫婦ト爲リテ御子ヲ生ミ國ヲ作り給フ即修理固成シ給フナリ

國生みは日本群島の變動を證する神傳、

大八島國

八十島

八十國

八百萬之神

八百萬之物

天照太神

素盞鳴尊

火産靈神

此三柱ノ神ハ麻奈子ニ坐ス

別處 上津國ハ伊弉諾神治シ  
下津國ハ伊弉冉神治ス

素盞鳴尊上<sub>天</sub>與<sub>天</sub>照太神<sub>生</sub>三女神五男神

伊弉諾神登<sub>天</sub>報命

二八  
新生代第三紀  
始新世  
日本群島ノ骨格ヲ形成セシハ太古代ノ岩石ナレドモ其ノ皮肉ノ大成シタルハ實ニ新生代ニ在リ此時代ノ初メハ我日本群島ノ地質構造上ニ非常ナル變動有リシ時ナリ  
漸新世  
中新世  
今日世界ノ大山脈ガ殆ド現時ノ高サ迄擡擧セラレタル時代ナリ又火山作用旺盛ナリ  
鮮新世  
現今ノ海陸ノ分布概略此時代ニ成形シタル者ノ如シ、人類初テ發生ス

新生代第四紀

洪積世、氷期

人類初ノテ歐羅巴ニ現ハル

舊石器時代

沖積世 現世トモ云フ

新石器時代

現代

日神隱<sub>天</sub>岩窟

素盞鳴尊被<sub>逐</sub>而自<sub>天</sub>降

素盞鳴尊國土經營

素盞鳴尊入<sub>根</sub>國 地心ヨリ地表ヲ治シ且引力及フ所ノ地天即月ヲ治ス故ニ亦御名ヲ月讀尊ト申ス

大己貴神

爲<sub>兄弟</sub>經營國土 少彥名神常世郷ニ渡ル後大己貴神獨天下ヲ理ム

少彥名神

顯幽分界 皇御孫尊顯界ヲ治シ大己貴命幽界ヲ治ス

瓊々杵尊降臨

天下ヲ治ス 高千穗宮ハ世界ノ中央ナリ

神武天皇肇國統治

大八島國ヲ以テ大宮ノ地ト爲ス 即六合ノ中心

六合を兼ね以て都を開き八紘を掩ひて宇を爲さむ(勅語)

日神の岩窟隱は氷期を證する神傳、世界萬國何處にも此期の傳説有る事なし、素盞先づ植林の業を爲せるは氷期終りて温暖の季候と成れる神傳、二神石器人民に劍鉏鍬不等の金器使用を教へ給へり、

火山作用旺盛なるが故に其火を治めしめ給ふとして火神を生給へるなり、

日本發達の當初之を人身に譬ふれば神代の間は猶胎生時の如し、人の胎生時は自身の發達を意識する事なけれども日本の胎生時の發達は其時間秩序神傳たる神代史中に歴然たり、(古事記序に故太素杵冥、因<sub>本</sub>教而識<sub>孕</sub>土產島之時、元始綿逸、賴<sub>先</sub>聖而察<sub>生</sub>神立<sub>人</sub>之世、云云)又人の生涯の運命は已に此時に定まると雖も棺を覆ひて後に非れば自身も他人も之を知る事能はざれども、其の日本の運命は此胎生時の神代に於て既に之を知り得たり、即寶祚之隆當與<sub>天</sub>壤無窮者矣と云ふ是なり、故に天孫降臨は日本の出生にして神武天皇の肇國統治は日本元服の時なりと云ふべく而して其生長發達は寶祚と共に天壤と無窮なる事固より論を俟たざるなりと清民は云ふなり、

世界成立之秩序

天御中主神治  
宇宙  
天照大御神治  
日天  
素戔嗚尊治地  
天  
皇御孫尊治顯  
界  
大貴己命治幽  
界  
伊弉諾神治上津國  
伊弉冉神治下津國



道

右神(迦微)と云ふ事の要旨は略述べたり左に道と云ふ事を述べて、  
道とは上にも述べたる如く天御中主神の天中に在立たして其の有可き隨に移り動く事無く完成し給ふ所以に依る事なるに其完成は如何にして成給へると云ふ事は書紀傳に、  
天神謂伊弉諾尊伊弉冉尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穂之地、宣汝往循之、  
天瓊戈とある(中略)循を須良斯と訓めるは決めて古訓にて大に深旨有事なり、此を古事記に修理固成是多陀用幣流之國と有りて此循字右の修理固成の四字を約めたる者なり(中略)但此は循字よりは其訓の斯良須に義を取る事にて此語は四神出生章第六、一書に伊弉諾尊勅任三子曰、天照太神者可以治高原也、云云と有る治字其同じ事を其第十一、一書に、伊弉諾尊勅任三子曰、天照太神者可以御高原也、云云とある御字などを斯良須と訓める其義なる語ながら此を唯に領知する事と思ふは非ずなむ有りける、(然れば世人の治天下、或御四海などの語を唯其政事を掌給事と爲めるは其一端耳を知りて意の其餘に及ばざる者なりかし)然れば此循は謂ゆる浮膏の如くして漂蕩へる物を混して國土を作り成し給ふ事耳には非ず、惣てに亘れる事にて大地海原の諸神を生み給ひ又悉に萬物を生成し給ひて形の如く此國土の成り竟る迄の萬事に係けたる御言にて彼の伊弉諾尊功既至矣徳亦大矣と見えたる御功德の全を申す事なり、是を以て此循字に深く力を入れて予が説言は物爲るなり、(注略)先づ循字は古事記に修理固成とある其義を説きて末に其循の意を結ふべし、此は此二神に限らず、諸神にも人民にも世に生とし活ける者何れか此天神の勅任は奉けざりける、是則神道にて人の業の因りて起る

幸は人各、天神より殊に稟得たる性能なり、

始なり、類聚名義抄に業ノ字を美知と讀む古訓有るを思ふ可し、(注略) 世人此を知れりや知れらずや、此ノ宜、汝往循之と有る天神の勅任、なむ謂ゆる神道と云物にて天下に被行る惟神の大道には有りける、天神の勅任を奉り行ふ事を直に道と云事は古事記に(御天降段)に、於是天照太神、詔云、亦遣曷神者吉、爾思金ノ神及諸ノ神白云、坐天安河ノ々上之天石屋ニ名、伊都之尾羽張神是可遣ス、若亦非此神者、其神之子建御雷神此レ應遣ス云云、故爾使天ノ迦久神ヲ問、天ノ尾羽張ノ神ニ之時、答曰、恐之仕奉然於此道、僕子建御雷神可遣ス乃チ貢進と見えたる此道即神道なる者なり、然れば何神と雖も其勅任を奉り其れ行ひ給ふ事即道にて四神出生章第六、一書に伊弉諾尊勅任三子曰、天照太神者可以治高天原也、月讀尊者可以治滄海原潮之八百重也、素戔鳴尊者可以治天下也とある如く高天原を治すべき神に坐故に高天原を勅任し給ひ滄海原潮之八百重を治すべき神に坐し又天下を治すべき神に坐故に各其所を勅任し授け給へれば其の高天原を治し滄海原潮之八百重を治し天下を治せる事各其の神道なり、斯れば此の宜、汝往循之と勅任し給へるも國土萬物の祖神と爲りて世中を立給ひ定給ふべき神に渡らせ給ふが故に循之と勅任し給へる者にして之ぞ高天原に事始めて遠天皇の御世々々より中今の大御代に至る迄彌繼々、天下所知む次と皇御孫命の天地の依合の極み天津日嗣と所知看す神道には有りける、(然れば鏡作ノ神は鏡を作るを以て道と爲給ひ、玉作ノ神は玉を作るを以て道と爲給へる如く其稟賦に因りて得たる幸を以て道を行ふ事なり、但今云ふ如くには各自に道と云物有りて其行異なるが如くなれども云ひ以て行けば天地間に唯一の神道にて今此

修

には其細目を云へるなり云云) 楮右の循と摠括て云ふ言を記に修理固成と見えたる修を都久理と訓め其は國を生み神を生坐し、事を云へり、其古事記に、爾伊邪那岐命詔云云、以爲生成國土奈何と有る下に(黃泉段) 伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命吾與汝所作國未作竟故可還と見え、此結句は此四神出生章第六、一書に時泉守道者白云云、有言矣、吾與汝己生國奈何更求生乎、吾則當留此國不可共去と有りて伊弉冉尊の白させ給ふ御言なり、此等を思合せて修は生給ふ事を云ふなるを知るべし、彼の顯宗天皇御紀に我祖高皇產靈尊有預鑄造天地之功と所見たる產靈は生産の義なるに鑄造と宣へりし意味の契合へるを以て曉る可し、然れば都久流とは元より無かりし物を更に生み成すに起りて却りて經營天下などと有る物の上を修理ふ事に云へるは後なる者なり(注略) 理は遠佐牟と訓むべし、此は大地海原の諸神等に勅任して各、其事を掌らしめ給ひ天に上り坐して報命し給へるなどは是なり、寶劍出現章第六、一書に、自後國中所未成者、大己貴神獨能巡造云云、遂因言、今理此國唯吾一身而已、其可與吾共理天下者蓋有之乎と有る此文に先造り成す事を云ひて次に理と見えたる能く合へり、遠佐牟は吾身を主と爲て事を侘に及ぼす謂にて上にも下にも亘る語なり古事記(國作段)に、大國主神云云、是時有光海依來神、其神言、能治我前者云云、然治奉之狀、奈何答言、吾者伊都岐奉干倭之青垣東山上、此者坐御諸山ニ神也、又同記(國避段)に、大國主神答、白之、僕之不違、此葦原中國者隨命、既獻也、唯僕住所者如、天神ノ御子之天津日繼所知之登陀琉天之御巢、而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原氷木多

理 治は安じ定むる事にて上に就きては神を齎奉るに云ひ、下に就きては民を安むる事を云ひ、自に就きては爲すべき事を爲して安定を得る事なないふなり、

固

迦斯理而治賜者、僕者於百不足八十垌手隱而侍と見え、垂仁天皇御紀に倭大神誨之曰、皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神云云、汝御孫尊悔先皇之不及而慎祭、則汝尊壽命延長、復天下太平矣と有るなど皆神を齋き奉る事を遠佐牟とは云ふなり、然れば此等を例と爲て其の上にも下にも及ぶ意の語なるを明らむべし(注略)固は彼の浮膏の若き物を固めて國土を爲給ふ事を云ふなり、神世七代章に、重濁之凝場難と有るを合せて味ふ可し、然れば其物を專に作り成すを固と云へり、播磨風土記に此二神國堅、大神と申せるを以て知る可し、古事記に大穴牟遲與少名毘古那二柱神相並作堅に此國と有るを尙委しくは大三輪三社鎮座次第記に、初伊弉諾伊弉冉二神共生大八洲國及所々、小島而地稚如水母浮漂之時、大己貴命與少彥名命戮力一心、殖生蘆葦、固造リクマヒキ(古事記玉垣宮段に、汝所堅之美豆能小佩者誰解と有りて堅の反に解くを云ふを以て言義を思ふに迦牟牟は形聚にて物の形を聚合せ結ぶ由なり、語ると云ひ象ざると云へる語共を合せて曉るべし)成は名爲にて物を成せば名あり、其名ある事を物の爲るに依りて云ふ語なり、古事記(國生段)に、伊邪那岐命詔、我身者成リタリ而成餘處一虛在、故以此吾身成餘處、刺塞汝身不合成、處ニ而以爲生、成國土奈何、伊邪那美命答曰、然善、と有りて生成坐せる事を云へり、又同記(國作段)に於は大國主神愁而告、吾獨何能得作此國、孰神與吾能相作、此國耶、是時有光海依來神、其神言、能治我前者、吾能共與相作成、若不然者國難成りと有る此は成し竟ふる義なり、然れば修と云ふは生むと同じき義ながら其成竟ふる終迄は及ばずて

成

事の狭き意も有るを成は成し始るより成竟ふる迄を意に含みて事の甚廣くして止ざる由なり、寶劍出現章第六、一書に大己貴命謂少彥名命曰、吾等所造之國豈謂善成之乎、少彥名命對曰、或有所成、或有不成是談也蓋有幽深之致焉と有るを思ひ合せて曉る可し、(卷一に引ける景行天皇の大御言に大倭國者、以行事負名國也と宣へる意をも此に取りて成は名爲にて其行事を云由を明らむべし、下略)右の如く天神の勅任を奉け給ひて夫婦の御睦を成し給ひ御子を生み成し給ひて此修理固成の神業を循せる御事にて言まくも畏かれ共、今其大略を申せば二神此に始めて夫婦と成り給ひて御子を坐せるに因りて親子と云ふ事出來れり、其御子神等數多坐せる中には尊きも卑しきも有りて其貴御子は自然に君上と仰ぎ齋はれ給へれば自餘の諸神は其臣民の如く成りて、此に至りて君臣の差ありて夫婦より父子を成し又君臣を成せる者にて、其循し行道と云ふは修理固成是多陀用幣流之國と云ふ事にて、人性に依りて得て行ふ業異なり、此を幸と云ひ其の勉めて成し遂ぐる此を功とも徳とも云ひて古今萬國に貫通りて天地の共常在に窮なき帝道此に定れる者にして辱しども貴しども靈しども妙なりとも云ひ知らぬ御事なりかし、(然れば修は職業に云ひ理は德行に云ひ固は志操に云ひて成は業に云へる者なり、恐れれども皇御孫尊の御上を以て申さむには修とは天津日繼と申して天下の御貢を聞看す御事なり、理とは天下の大御政を所知看す御事なり、固とは天神の御事依しの任に物爲給ひて天下を平均く爲給ふ御事なり、成とは天津日繼高御座の大業を天地の共窮なく傳へさせ給ふ御事にて天下に在りと有らゆる人、身に一日片時も缺くべからざる神皇の大道是なり)故其宜汝往循之と

倫道

幸は性能、事業之に依て有り、功は事業の輝、徳は幸の光、

事(の狭き意も有るを成は成し始るより成竟ふる迄を意に含みて事の甚廣くして止ざる由なり、寶劍出現章第六、一書に大己貴命謂少彥名命曰、吾等所造之國豈謂善成之乎、少彥名命對曰、或有所成、或有不成是談也蓋有幽深之致焉と有るを思ひ合せて曉る可し、(卷一に引ける景行天皇の大御言に大倭國者、以行事負名國也と宣へる意をも此に取りて成は名爲にて其行事を云由を明らむべし、下略)右の如く天神の勅任を奉け給ひて夫婦の御睦を成し給ひ御子を生み成し給ひて此修理固成の神業を循せる御事にて言まくも畏かれ共、今其大略を申せば二神此に始めて夫婦と成り給ひて御子を坐せるに因りて親子と云ふ事出來れり、其御子神等數多坐せる中には尊きも卑しきも有りて其貴御子は自然に君上と仰ぎ齋はれ給へれば自餘の諸神は其臣民の如く成りて、此に至りて君臣の差ありて夫婦より父子を成し又君臣を成せる者にて、其循し行道と云ふは修理固成是多陀用幣流之國と云ふ事にて、人性に依りて得て行ふ業異なり、此を幸と云ひ其の勉めて成し遂ぐる此を功とも徳とも云ひて古今萬國に貫通りて天地の共常在に窮なき帝道此に定れる者にして辱しども貴しども靈しども妙なりとも云ひ知らぬ御事なりかし、(然れば修は職業に云ひ理は德行に云ひ固は志操に云ひて成は業に云へる者なり、恐れれども皇御孫尊の御上を以て申さむには修とは天津日繼と申して天下の御貢を聞看す御事なり、理とは天下の大御政を所知看す御事なり、固とは天神の御事依しの任に物爲給ひて天下を平均く爲給ふ御事なり、成とは天津日繼高御座の大業を天地の共窮なく傳へさせ給ふ御事にて天下に在りと有らゆる人、身に一日片時も缺くべからざる神皇の大道是なり)故其宜汝往循之と

生  
死

所見たる天神の勅任はしも此時に直に二神に宣り給へるにこそ有りけれ、二神八百萬千萬神とも云ふべく許多の諸神等を生給ひ諸神等の後裔には天下蒼生なむ出來れりければ此の天神の二神に勅任し給ふ御言はしも諸神等にも天下蒼生にも頂に蒙り奉りて受行ふ所の神道是なり、然れば人の子と生れ出づる其始に必先此天神の勅任をば奉はる事にて或は王公貴人と生れ又は庶人と生れ出づる始より身歿る迄の所業必定り有りて人と成る者なり、然るは伊弉諾伊弉冉二神の此土に天降坐し、に象りて人に生と云ふ事あり、又瑞珠盟約章に、伊弉諾尊神功既畢而靈運當遷、是以構幽宮於淡路洲、寂然、長隱者矣、亦曰、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮、矣と有るは此國土に幽宮を構へて御靈を鎮め給ひ天神の御許に上天報命し給ひて日之少宮に留宅給へるなるが、又其れに象りて人に死ぬると云事あり、其の生より死に至る中間にて誰も誰も不知不知に行ふ道ぞ右に説ける道には有りける（然るを人動もすれば彼の儒道佛道など云へる枝道の小徑に云へる事の耳近く目易きを羨みて神道と云ふ名目を竊し乍も其方狀に説き曲ぐる事はしも神を誣ひ人を欺く業なり、我皇神の大道はしも天皇の天下を統御し給ふ大道にして古今萬國に亘りて人と生れたる者の限は須臾も得離つまじき道なる者を如何に僻心得しつる事ぞ甚々怪しき者なりよ）と云れて甚も善く甚も詳に説明らめられたり、其れに就きて猶思ふに其道とは如何なる物ぞと云事なり、記傳直毘靈に古への大御代には道といふ言擧も更になかりき、其は唯物に行く道こそ有りけれ、物の理あるべきすべ萬の教事をしも何の道くれの道と云事は異國のさだなり、然るをや、降

りて書籍と云物渡參來て其を學び讀事始まりて後其國のてぶりを習ひてや、萬の上に交へ用ひらるゝ御代になりてぞ大御國の古の大御手振をば取別て神道とは名けられたりける』と有りて是も神道と云事の上にての論なれば猶飽かず所思えて考ふるに右に云へる如く道と云事は異國のさだなれば其方に求むるに易に一陰一陽之謂道、又形而上者謂之道、形而下者謂之器、とあり、中庸には天命之謂性、率性之謂道とありて種々に解釋しあれど、總てに渡る解は形而上者謂之道と云ふにぞ有るべき、さては圓き物には圓き道あり方なる物には方なる道あり、其物に應じて其道ある事なり、重胤大人の發揮せられたる道は循と云ふ事業の上の者にて漂在る國を修り理固成す事なり、即國を生みて其住處を作り神を生みて其事物に各其幸に依りて主宰する所有らしめたるにて其大成せる神功は天神の勅任に由りて立てたるなれば之を神道と名け、其主宰する所有る諸神の中に其徳の最尊き神を生みて君主と爲し自餘の諸神を臣民と爲せるをば之を帝道と名け、其子孫民族の習ひて行ふ者則君臣（國家的）父子・夫婦・兄弟（家族的）朋友（社會的）の間に行ふ者を人道と云ひ、其幸に依る士・農・工・商に行ふ者を士農工商の道と云ふとなり、然れば其道と云ふ者は修り理固成す事業にして其れに由り立つ徳（幸に因りて各行ふ所の修り理固成す事業を全くする性能の光即道徳）は仁義禮智なりとすべく則修は生々にして仁の行爲、理は宜しくするにて義の行爲、固は形ざるにて禮の行爲、成は修理固の利害得失を明にして成功せしむるにて智の行爲とすべく、又幸にしては士は其幸に依りて其事業あり、農は其幸に依りて其事業あり、工商は

各其幸に依りて亦各、其事業あり、皆共に修理固成して其の天神の賦命を果すを得と云ふに有るが如し、其の子と生れ出づる其始に必先此天神の勅任をば奉る事にて、或王公貴人と生れ又庶人と生出づる始より身歿る迄の所業は必定り有りて人と成る者なり」と云れたる允に然なり、其の生れざる隱身の時の天神の勅任の事は生後生涯の所業の實となりて顯はる、者なるなり、是獨人、世の上のみならず、國家に於ても然るを知るなり、乃皇統の萬世一系なる實有るは天孫降臨の際、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣との神勅の事有りしが故なり、又建國以來金甌無缺なる實あるは亦降臨の際千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也との神勅あり且諾冉二神の天神の教に因りて生み坐せる事ある國なるが爲なり、又民族純一にして忠愛の念萬國に勝れたる實あるは大國主神の僕子等百八十神者即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者違神者非也と白し給ひし事有るが故なるものなり、(人の天神の勅任は死後棺を蓋ひて知る事なれども我國家の勅任は神傳即神代史に依りて知る事なり)之に由りて吾古典の正に神傳なる事を曉る可きなり、然るを今の學者の專西洋學術に模倣して我神傳を以て我上古民族の理想とするなるは思はざるも甚しとす、右の事實に依りて今の理想説に對へて之を事實説と名く、此事實説に在りてこそ眞に神を敬ひ君を尊び國を愛しむの念は生ずれ、理想説に依る時は吾皇祖天神は理想神にして佛の所謂彌陀・觀音・不動等と同一の者なり、吾神代史は理想上の者にして何も存する事なき者謂ゆる神話なりと放言するに至り、是れよりして皇室を蔑し神器を侮り遂には國體を破壊し國家を危くするに至るべし、豈畏れて怖れざるべけんや、抑神

代史なる神傳は神の傳へ給ひし者なる事は上に度々言へるが如く書紀傳にも

如雞子とは譬なり、如此く天地の未成定らざりし間の形象を其成定れる後よりは如何とも像り云ひも得まじかる者なるを如此く其形容を今も正目に見る如く譬を以て宣へるは必伊弉諾伊弉冉二神の御所爲なり、其は八洲起元章、第四一書に二神相謂曰、有物若浮膏と宣へるを以て知らる、其時より始て神より神に傳へて人、代に語繼ぐには其間受くる方の耳に入りて心に留め易き狀に宣ひ諭し給ふ事にし有れば種々に物に比て譬とは成し給へりし者なり、(中略)今は唯其譬に就て物を見物を聞きて其實物の大體を想像る可きなり、(熱國の人に寒國の雪の事を語り聞かせむに白鹽又は硝石等を以て其潔白なる色は諭すべし、然れども右の二物の味を以て雪の淡き味は諭し難く縦や佗物を以て其淡き味は當つとも其隆冬極寒の氣節と其氷りも凍けも爲る狀などは如何とも譬ふるに由無ければ雪は唯白き物と云ふより外無ければ雪を諭すには雪より外に求む可き物無きが如し、然れば實に彷彿たる物に譬へて如此く懇到に皇神等の諭し給へりと雖も天地の成れる後より其未成りし始めを云事なれば思の外なる事なむ多かめるを今は如此も有むと心の思及ぶ限は説可きなり、然は有れども強事にや成らむと殊に可畏き心ちす、

と云はれたり、此信念は四大人及び其學派の人々は皆然り、然るに今の學者は右に云へる如く理想なりとして輕々に看過する事なり、清民云く、吾道は神と皇との道なり、吾道を知らんには先づ道と皇とを知らざるべからず、其神と君とを知らんには神典皇典を精究せざるべからず、神典皇典を

精究して始めて吾國の傳説は外國の傳説と全く異なる所を知るに至る可し、(我國の神代史及國史は神を體系とせる歴史なるに外國の神話は斷片的談話なり豈日を同くして謂ふ可けんや) 其神代の事殊に天津國の事即靈界の事を顯國の人に語り傳へんには雪を鹽にて諭すよりも難事なるが故に專顯國の事件にて語り傳へさせ給へる者にて極めて荒唐無稽に聞ゆる事なりと雖も唯疑なく然様に心得て有るべきなり、若し其を有る可からざる事なりとて神代史の中より一事件なりとも取除く時は吾國體は即時に破壊する事なり、國典を見ん者深く思を茲に致す可きなり、

右道と云ふ事の要旨は略述べたり、左に聊理と云事を云ひてむ、

理とは上に述べたるが如く道と共に惟神中の物を云ひて道の體なり、其故は理は價値の當體に對する先驗的立稱にて所謂超認識存在なり、然るに之を哲學的に言へば認識の圈内に取入れて當に然るべき事とす、之を倫理的に言へば之を實踐し體驗し得る後天的の道たり、即修理固成すの事業と成りて活用す、故に其の當に然か修理固成すべき事其理なるなり、而して形而上の道の形而下は器なり、理も形而上にして其形而下は氣なり、其形而下に於ても氣は純なる物實なるが故に用なく、氣、結實して形器となれば用を爲す、是れ理は氣と共に活用なくして體に、道は器と共に活用を爲して用なるなり、と清民が云ふ所以なり、玉扁にも理道也と云へるを思ふべし、偕此理は天御中主神の大御幸にして宇宙の間に惟神として其有る可き隨に存在する者なり、故に太古の卜合に現れ、反矢の呪に驗有り、天安河の誓約に信有り、是に由りて之を觀れば我が國體成立の眞理正道

たる其れ知る可きなり、(理の説は清民が初めて云ひ出でたる所なるが如し)

○圖 說



天津御靈は皇産靈神の一物と共に産靈成し給へる物、氣は火氣、質は水液、精神は心の體、魂は心の用、荒魂は心の發顯、和魂は心の饒成、幸魂は心の利用、奇魂は心の妙用、此四魂に由りて性と幸とを爲す、性は真心、にて其人一人の物、故に狭心の意あり、幸は亦其人一人の物、故に狭道の義あり、此氣質魂魄の千差萬別に由りて其稟賦の性幸亦千差萬別なり、

理性とは世を保つ性能を云ひ、感性とは己を保つ性能を云ふ、  
心は其靈は天神の御即天津御靈にて彼方より來れる者なり、我身中に凝り固まりて我心となる事、譬へば父母は我を成せる者には有れども此身は己が身にて父母の身ならぬと同じ理なり、されば心は許と云ふが本にて皇祖天神より來れる者の謂なり、中心を那加基と云ひ岐毛牟加布許々袁陀爾迦、田心姫命、凝海棠を心太と云へるなどの許・許々・許理・許流共に心を云ふなり又加と云ふ、悲は心無、性は真心の如し、許流は物の來りて固る意なる者なり、其心の生活に知情意有り、  
知は佐登理にて外界の諸現象を五官の媒介に依りて其儘精神の取るなり故に眞取の義なり、情は宇良にて右の外界の諸現象即見る物聞く事に就て感け動く者なるが其動きて表に見はさざるを云ふ、其感動は喜怒哀樂好惡懼安娛憂等を云ふ、意は於母比にて情の動きて裡に藏め難きを云ふ、情の却らまなり、於母は面なり、比は布間と活げども元は比は靈の義なるにて面に其心の表はる、を云ふ、欲希望選擇決定意志等是なり、(情は裡、意は表にて知は下なり、下に思ふ、下惱む、下心の如し) 道徳は心の意を中心として知及び情を要素とする者、即知にて善と惡とを識別し、情にて其善を愛し

其惡を憎み而して意にて其善を行ひ其惡を退けむと意志するを云ふにて其行爲即幸の光なり、  
事業は右の幸より生ずる者にして、士は其幸に因りて其才あり、農は其幸に因りて其能あり、工商は其幸々に因りて其才能あるより來るなり、其行爲の輝之を功と云ふ、其他の職業も亦夫々の幸より來る者なり、

五倫は吾國に於ては正系を天神より受傳へたる神孫なるを以て他國の者と異なり、(天竺にては其祖先不明なるが故に宗教上凡人と云ひ、猶太にてはエホバより造られたるアダム・イブの罪を犯してエホバよりエデンの樂園を放逐されたる者の子孫故之を罪の子と云ふ、其れに由りて宗教を立てたり、凡人なるが故に無明にて生・老・病・死の爲に迷ひて煩惱し、罪の子なるが故に性惡にて苦惱すと云ふ) 左圖の如し、故に君に忠なる時は則父に孝に、父に孝なる時は則君に忠にして忠孝一本を爲す、從て夫婦相和し、兄弟友に、朋友相信する時は則亦皆忠孝を爲すなり、又義は君臣にして情は父子なる所以なり、

伊弉諾神(夫)

父命

顯 高皇産靈神

天照太神(姉)

皇御孫尊(君)

(子)己(朋友)

天御中主神

(父)

神皇産靈神

素神鳴尊(弟)

大己貴命(臣)

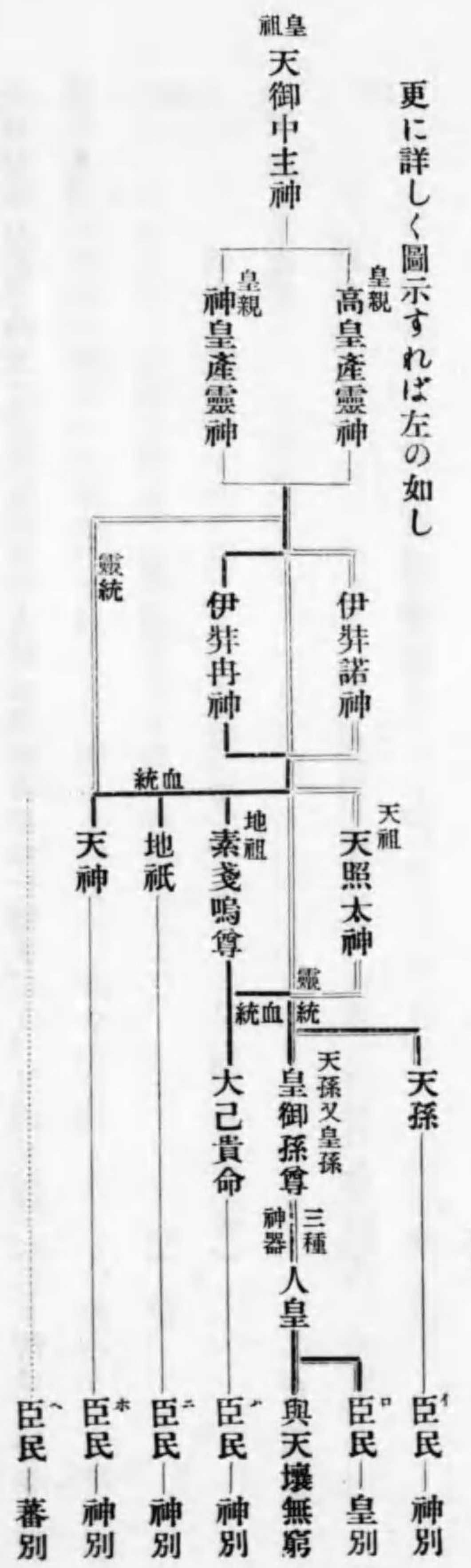
幽

伊弉冉神(婦)

母命



更に詳しく圖示すれば左の如し



四四

皇は統御の統を云ふ、祖は祖會の祖に非ず、孫は曾玄の孫に非ず、靈統は天神より來る、血統は國神より繼承す、即諾冉二柱御祖神より傳はる、(靈統血統は重胤大人の發見したる説に由りて清民の名くる所の者なり) イは物部氏、菅原氏、鈴木氏の如き、ロは源氏、平氏、橘氏の如き、ハは鴨氏、宗形氏、宇治氏の如き、ニは犬養氏、玉作氏、安曇氏の如き、ホは藤原氏、中臣氏、齋部氏の如き、ヘは秦氏、三宅氏、坂上氏の如き、此蕃別は漢族、朝鮮族多し、其他萬國の民族も皆諾冉二神の孫にて唯其系統の混亂したる耳、(今は世界一祖を唱ふるに至れり、其一祖とは諾冉二神に坐す事素よりなり、然れば萬國の民族は八百萬神の分派なる者なり)

顯幽、幽界にも顯幽あり顯幽ある事上に云へるが如し、其顯界に就て云へば顯は人の世界、幽は神の世界を云ふ、即顯幽分界統治の神勅に曰く、高皇產靈尊乃還遣二神、(二神は經津主神

顯幽分界統治

と武甕槌神と) 敕大己貴神曰、今者聞汝所言深有<sup>リ</sup>其理、故更<sup>ニ</sup>條々<sup>ニ</sup>而敕之、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可<sup>ニ</sup>以治神事<sup>ヲ</sup>又汝應<sup>ニ</sup>住<sup>ニ</sup>天日隅宮<sup>ニ</sup>者、今當<sup>ニ</sup>供造<sup>云云</sup>、又當<sup>ニ</sup>主汝祭者、天穗日命是也、於是大己貴神報曰、天神敕教懇懇如此、敢不從命乎、吾所治顯露事者皇孫當治、吾將<sup>ニ</sup>退<sup>テ</sup>治<sup>ム</sup>幽事<sup>ヲ</sup>、乃薦<sup>ニ</sup>岐<sup>ニ</sup>神<sup>ヲ</sup>於<sup>ニ</sup>二神<sup>ニ</sup>曰、是當<sup>ニ</sup>代<sup>リ</sup>我<sup>ニ</sup>而奉<sup>ニ</sup>從<sup>ニ</sup>也、吾將<sup>ニ</sup>自<sup>ニ</sup>此<sup>ニ</sup>避<sup>ニ</sup>去<sup>ニ</sup>、即躬被<sup>ニ</sup>瑞<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>八坂瓊<sup>ヲ</sup>而長<sup>ク</sup>隱<sup>ル</sup>者<sup>矣</sup>、云云、是時歸順之首渠者大物主神及事代主神、乃合<sup>ニ</sup>八十萬神<sup>ヲ</sup>於天<sup>ノ</sup>高市<sup>ニ</sup>、帥<sup>テ</sup>以<sup>テ</sup>昇<sup>リ</sup>天<sup>ニ</sup>陳<sup>ニ</sup>其誠<sup>ヲ</sup>款<sup>之</sup>至<sup>ラ</sup>、時<sup>ニ</sup>高皇產靈尊<sup>ヲ</sup>敕<sup>ス</sup>大物主神<sup>ニ</sup>、汝云云、宜領<sup>ニ</sup>八十萬神<sup>ヲ</sup>永<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>皇孫<sup>ノ</sup>奉<sup>ニ</sup>護<sup>リ</sup>乃使<sup>ニ</sup>還<sup>リ</sup>降<sup>ラ</sup>之、即以<sup>ニ</sup>紀伊<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>忌部<sup>ノ</sup>遠祖<sup>ノ</sup>手置帆負<sup>ノ</sup>神<sup>ニ</sup>定<sup>ニ</sup>作<sup>ニ</sup>笠<sup>者</sup>、彥狹知神爲<sup>ニ</sup>作<sup>ニ</sup>盾<sup>者</sup>、天目<sup>一</sup>箇神<sup>ヲ</sup>爲<sup>ニ</sup>作<sup>ニ</sup>金<sup>者</sup>、天日鷲神<sup>ヲ</sup>爲<sup>ニ</sup>作<sup>ニ</sup>木綿<sup>者</sup>、櫛明<sup>玉</sup>神<sup>ヲ</sup>爲<sup>ニ</sup>作<sup>ニ</sup>玉<sup>者</sup>、乃使<sup>ニ</sup>太玉命<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>弱<sup>肩</sup>被<sup>ニ</sup>太手<sup>ニ</sup>繼<sup>ニ</sup>而代<sup>リ</sup>御手<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>祭<sup>ラ</sup>此神<sup>ヲ</sup>者始<sup>テ</sup>起<sup>ル</sup>於<sup>ニ</sup>此<sup>ニ</sup>矣、且天兒屋命<sup>ヲ</sup>主<sup>ニ</sup>神事<sup>ノ</sup>之<sup>ニ</sup>宗源<sup>ノ</sup>者<sup>也</sup>、故俾<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>太占<sup>ノ</sup>卜<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>而奉<sup>ニ</sup>仕<sup>マ</sup>焉、とあるにて明かなり、即天皇の政事は顯界にて大己貴神の政事は幽界なるなり、(平田篤胤翁の此幽界の事を人の靈魂の往く所と云へるは委しからず、人の法網を潜りて惡事を爲す者を罰め、人知れず善事を爲す者を福ならしむるに有るなり)

- 事代主神
- 大和國鴨事代主神社
- 出雲國大社 天后モ 天穗日命 主祭
- 大己貴神
- 顯 皇 御 孫 尊
- 治顯露事現事
- 政府 賞善 惡誅
- 宮城
- 大和國大和神社
- 大和國大神神社
- 大國魂神 及八十魂神
- 大物主神 及八十萬神
- 祭 祀
- 大和國大神神社 御手祭
- 大國魂神 及八十魂神
- 大物主神 及八十萬神

四五



宜如天上之儀

捉<sup>リ</sup>天<sup>ノ</sup>柁<sup>ハシ</sup>弓<sup>ヲ</sup>天<sup>ノ</sup>羽<sup>ハ</sup>々<sup>々</sup>矢<sup>ヲ</sup>及<sup>テ</sup>副<sup>ヲ</sup>持<sup>テ</sup>八<sup>ノ</sup>目<sup>ノ</sup>鳴<sup>リ</sup>鑄<sup>ラ</sup>、又<sup>モ</sup>帶<sup>テ</sup>頭<sup>ノ</sup>槌<sup>ノ</sup>劍<sup>ヲ</sup>、而<sup>シテ</sup>立<sup>テ</sup>天<sup>ノ</sup>孫<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>前<sup>ニ</sup>、遊<sup>ビ</sup>行<sup>シ</sup>降<sup>リ</sup>來<sup>ル</sup>、(當<sup>レ</sup>御<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>穗<sup>ハ</sup>農<sup>政</sup>天<sup>孫</sup>之<sup>レ</sup>前<sup>ニ</sup>立<sup>ツ</sup>は軍<sup>政</sup>)と有<sup>ル</sup>其<sup>レ</sup>に<sup>テ</sup>高<sup>皇</sup>產<sup>靈</sup>尊<sup>ハ</sup>天<sup>上</sup>に<sup>テ</sup>皇<sup>孫</sup>は殿<sup>内</sup>に<sup>テ</sup>共<sup>ニ</sup>神<sup>籬</sup>磐<sup>境</sup>を起<sup>シ</sup>樹<sup>テ</sup>て寶<sup>祚</sup>之<sup>レ</sup>無<sup>窮</sup>を天<sup>上</sup>に<sup>テ</sup>は天<sup>御</sup>中<sup>主</sup>神<sup>に</sup>殿<sup>内</sup>に<sup>テ</sup>は天<sup>照</sup>太<sup>神</sup>に祈<sup>奉</sup>る御<sup>事</sup>なるなり、即<sup>チ</sup>天<sup>兒</sup>屋<sup>命</sup>・太<sup>玉</sup>命<sup>は</sup>同<sup>ジク</sup>奉<sup>齋</sup>者<sup>に</sup>し<sup>テ</sup>輔<sup>弼</sup>者<sup>なる</sup>なり、是<sup>に</sup>由<sup>テ</sup>我<sup>ガ</sup>國<sup>體</sup>は宗<sup>教</sup>道<sup>德</sup>政<sup>治</sup>の一致<sup>なる</sup>者<sup>なる</sup>事<sup>を知</sup>る可<sup>シ</sup>、故<sup>に</sup>神<sup>社</sup>に奉<sup>仕</sup>する人<sup>は</sup>其<sup>神</sup>靈<sup>に</sup>對<sup>シテ</sup>尊<sup>ク</sup>崇<sup>ミ</sup>稜<sup>威</sup>を仰<sup>キ</sup>畏<sup>ミ</sup>、(道<sup>德</sup>的<sup>に</sup>)妙<sup>に</sup>奇<sup>し</sup>き靈<sup>德</sup>を感<sup>ケ</sup>辱<sup>み</sup>、(宗<sup>教</sup>的<sup>に</sup>)長<sup>く</sup>久<sup>しく</sup>廣<sup>く</sup>厚<sup>く</sup>惠<sup>幸</sup>と守<sup>護</sup>とを乞<sup>ヒ</sup>祈<sup>ミ</sup>申<sup>シ</sup>、(政<sup>治</sup>的<sup>に</sup>)て祭<sup>祀</sup>す<sup>べき</sup>事<sup>にな</sup>むある、今<sup>や</sup>神<sup>社</sup>は宗<sup>教</sup>に非<sup>ず</sup>と<sup>か</sup>道<sup>德</sup>なりと<sup>か</sup>の論<sup>甚</sup>喧<sup>し</sup>然<sup>れ</sup>ども是<sup>れ</sup>等<sup>は</sup>外<sup>國</sup>教<sup>の人</sup>の言<sup>ふ</sup>所<sup>な</sup>れば何<sup>も</sup>我<sup>國</sup>の神<sup>社</sup>に<sup>は</sup>關<sup>係</sup>な<sup>き</sup>事<sup>なり</sup>、我<sup>國</sup>は我<sup>國</sup>に<sup>テ</sup>神<sup>代</sup>な<sup>が</sup>ら<sup>の</sup>儘<sup>に</sup>有<sup>る</sup>可<sup>き</sup>事<sup>なる</sup>者<sup>ぞ</sup>、

鈴木重胤大人  
神道演義 下

後學 星川清民謹述

靈魂

述者云、靈魂とは高皇產靈神・神皇產靈神の產靈成給へる天津御靈を其の神の方は氣に依りて其の精の方は質に着きて相結交せて人身に寓る者にて大同類聚方に於保奈牟知命乃美己登爾、比登乃美能奈連流半自免波、安萬都美他麻美豆保乃計乃不多通乎加波世、保豆禰奈理、知之保奈利、士士奈利、須知奈利、保念奈喇、南訶和多奈俚、與通依太奈喇、訶波奈利、波奈奈喇、久知那喇、萬那古奈俚、美味阿奈奈喇、加美介奈利、遊毘奈利、都毘念奈流と有りて其天津御靈は胎内より結び有る者にて形體と共に發育する物なり、是れ天神より世に生れ出でて世の爲に道を行ひ其功德を立てよと命せられたる者にて其道を行ふ幸をも賦與せられたる者なり、其胎内に發育して已に五ヶ月に至れば僅に身體を動かす、是れ魄の作用なり、十ヶ月にして胎外に産出づ、其より月を重ねるに従ひて心識漸次に發生す、是れ魂の發顯し始めたるなり、此心識身體と共に益發育整備し年二十五歳に至りて身心共に成人に達す、此時に至り天神より賦與せられたる幸に因りて身を立て道を行ふに至る如此

靈魂不滅

く様に成整へるは生魂・足魂・玉留魂・大宮女・御膳神・辭代主の六神の神成に因りてにて生涯の間此六神の保結・補養する者なり、即其火氣は生魂神之を保結し大宮女神之を補養し、其體質は足魂神之を保結し御膳神之を補養し、其魂魄は玉留魂神之を保結し辭代主神之を補養して壽命を保養繼續するなり、而のみならず魂魄は物に觸れ事に當り殊に言辭に由りて増殖し行く者にして、身體の發育には限あれども魂魄の發育には限有る事無し、是鎮魂祭義解に謂鎮安也、人陽氣曰魂、魂々運也、言招離遊之運魂、鎮身體之中府、故曰鎮魂とあり、集解に鎮殿也、言如前驅後殿也、凡人之陽氣曰魂魄運也、人之陰氣曰魄魄白也、然則召復離遊之運白、令鎮身體之中府、故曰鎮魂、唯舉魂爲例、則可知有魄耳、と有るにて明かなり、(運魂とは宇宙の間に離遊して存する天津御靈を云ふにて之を身體の中府即臍下丹田に鎮安する事なり、人の丹田は人身の中央にて猶天中の日之少宮の存する所の如し、心識の發生は腦皮質の無數の神經細胞に在りと雖も其鎮安所は丹田なり)然れども老年に及べば身體と共に衰ふれども猶其人の性格は失ふ事なし、而して其人世に立ち道を行ひて功至り徳大なるに及びて遂に死ぬるに至る、是れ天神より命せられたる道を世に施し其成立てる功德を天神に報命する事なるなり、偕其死ぬる後は其の地より攝りて補養したる身體は地に歸り、天より受けて補養したる魂魄即靈魂は天に歸るなるが、其の地に歸れる身體は分解して全く土と爲れども其の天に歸れる靈魂は其儘家に在りては家廟に隠れ天に昇りては日之少宮に留宅するなり、故に靈魂は不滅(靈魂は天津御靈より來たる物なれば荒・和・幸・奇の四魂の性・幸及び知・情・意具備して唯元の天津御靈に歸る事なれば其儘にて存する事なり)にして祭る時は則來り享くるなり、猶詳しく云へば魂は諸尊の御許なる日之少宮より來りて復日之少宮に歸り、魄は再尊の御許なる根國より來りて復根國に歸れども天津御靈は宇宙に充滿し有るが故に魂魄共に天津御靈より來り又天津御靈に歸るとは云ふなり、偕其靈魂とは如何なる物ぞといふに書紀傳に、神字迦微と訓可し、迦は氣にて天中に充塞かりて能く物を生し又能く物を藏むる所なり、云云、微とは氣中に寓れる精英の物にて謂ゆる靈なるなり、云云、其微は老子に其精甚眞、其中有申と云へる者なり、如此して精即神にして神即精にして物と成りて迹有る其を精と云ひ其精の中に在りて物を成すを神と云ひて其物二有るに非ざるなり、其精の一に成りて神と差す物を靈又魂、字を多麻と云ふ、と云はれたり、即其精の一つに成りて神と差す物を多麻と云ひて其れには靈、字又魂、字を當つとなり、猶云は靈は體にして魂は用なり、其體を多麻と云ひ其用を多麻之比と云ひて之比は其形容なり、又

靈の多麻は足眞の義なり、先其の眞と云ふは天御中主尊の御高皇產靈尊・神皇產靈尊の皇と云へる言其れにて天中に滿ち塞りたる奇異に靈しき神靈の物に幸ひ給ふとしては其の幸ひ給ふ所に憑足はせるが故に是を以て多麻とは申せり、珠玉を多麻と云ふも同義にて土中に含藏たる其精眞なる物の凝り結ばり足り整ひて形質を見はす物なるが故に神靈の多麻も珠玉の多麻も其旨一なり、(若くて珠玉を貳と云ふも其は妍しき形容を以て云ふ事なれば神靈を迦微と申して其神々しく奇しく妙なる由を以て稱

珠玉を貳と云ふは其美しきを以て云ふは神靈を迦微と云ふは其の神々し

く奇しく妙なるを  
以て云ふ

へ奉ると同じきなり

と云はれたるが如く其の天地初發の時大虚空に一物と共に産靈成れる靈を天津御靈とは云ふなり、此御靈一物の葦牙の如く萌騰る物に憑足はして可美葦牙彦舅神と成り坐し別天を成せる時には天常立神と成坐し、日天を成せる時には國常立神と成坐し、地天を成せる時には豊國主神と成坐し、大地成整ふ時には涅土煮・沙土煮・角織・活織・大戸之道・大戸之邊・面足・惶根・伊弉諾・伊弉冉の神等成坐せり、若くて此靈も神と同じく、尊卑貴賤ある事なり、偕此靈は神即精・精即神にて一物なりと雖も其の神の方より云ふと精の方より云ふと二様あるなり、其の神の方より云ふ時は高皇産靈神に屬きて魂と云ひ、精の方より云ふ時は神皇産靈神に屬きて魄と云ふ、其魂は荒魂・幸魂と作用し、其魄は和魂・奇魂と作用するなり、其兩方を合せて心と爲す、而して荒魂和魂に因りて其性を爲し、幸魂奇魂に因りて其幸を爲す、又魂は氣に依りて運ひ魄は質に着きて運ぶ故に魂は純にして理性を爲し、魄は混れて感性（本能）を爲す、此兩性清く明く正しく直き御靈に寄る時は眞善美を爲し、其御靈に遠避る時は貪瞋癡を爲す、其甲を性善と云ひ、其乙を性惡と云ふ、人死ぬる時は其善なる魂魄は先に由て來る天津御靈の元に歸る事を得れども、其惡なる魂魄は其元に歸る事を得ず、若くて魂は氣に依りて天なる日之少宮の諾尊の御許に上り、魄は質に質きて根國なる再尊の御許に往く者とす、書紀瑞珠盟約章傳に曰く、

伊弉諾尊神功既畢而靈運常遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰、伊弉諾尊功

既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣、

神功の功は事にて其循し看す御業を申すなり、事とは八洲起元章第一一書に、天神謂伊弉諾尊伊弉冉尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地宜汝往循之、廼賜天瓊戈と有るを古事記には其を巨細に分別けて、於是天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理固成、是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也と記されて其修理固成の四を摠括て此には循と約言へる事なり、偕右の言依賜也は其修理固成の御業を寄せ奉り給へるなれば、言は借字にて事なるが、其事即此に謂ゆる神功の功なる事申すも更なり、其例は四神出生章に、生日神云云、授以天上之事と有るを其の第六一書に可以治高天原也と有て事と相通給へるを以て知可きなり、天孫降臨章第二一書に所見たる顯露之事神事などの事も皆右と同例なるなり、斯れば許登は此與の義にて物と與に相離れず、身と共に相離れず事と事と與共に相離るまじき謂の言なりけり、若て其事を業なりとしも云へるは續紀第一詔に、高天原爾事始而云云、此天津日嗣高御座之業止云云と有るは高御座の御事は高天原に始めし御業なりと聞可き文にて、此れ御天降以來の古語なるなり、高橋氏文景行天皇の詔に大倭國者以行事負名國也と有る行事は那須和邪と訓可き所にて、事とは各自の職業を云へるなれば此神功亦其に引合せ見可き所なり、然れば和邪は吾爲にて其皇祖天神より賦命奉る吾業はしも人にも傳ふべからず、吾も棄つべからずして世の極み生の涯爲しと成し盡す可き由の言なりけり、云云、○既畢は次に功既至矣德亦大矣と有るを對せ考へて御趣を曉る可し、至り極り盡し竟る由なり、口訣に神功既

神上りせし顯身は  
現身の隱身なり即  
幽身の顯身に同  
し、國土に留る顯  
身は現身なり即骸  
なり、

顯身は現身の顯身  
なり、  
幽宮の御靈と、日  
之少宮の御靈と相  
感通する事勿論な  
り、譬へば人身の  
肺心等の中樞神經  
と精神と相感通す  
るが如し、

畢者、國成<sup>リ</sup>定<sup>リ</sup>諸神出現萬物具<sup>リ</sup>建<sup>ツ</sup>也と云へるは然る言なり、○靈運當遷は字に拘らず、阿都志禮給布  
と訓來れるは信に愛<sup>シ</sup>古語なるにて次に德亦大矣と有るに並びて甚尊し、云云、阿都は續紀第一詔に  
貴支高支廣支厚支と疊ね云へるが如く伊弉諾尊の太く厚く事竟盡し極め給へる神功を申せるにて次に  
德と云へる是なり、志禮は所<sup>レ</sup>知<sup>シ</sup>にて其神功を次々建てさせ給へば建させ給ふが任に、其德の著明く天  
地の内に充滿<sup>リ</sup>りて其事依<sup>リ</sup>給へりし皇祖天神の御許にても其神功の成整る事共を委曲<sup>ニ</sup>に所知食して、  
其品階を進めさせ給ふにも有可く況て佗神などより何程か仰奉られたりけむ、其一事を以て申さば古  
事記に其成坐し、初には唯伊邪那岐神と有り御身滌段には伊邪那岐大神と有り、其次には伊邪那岐大  
御神と有りて其末に至ては打任せて唯大神と耳申させ給へるなり、此<sup>レ</sup>即德の大に成らせ御在し坐せ  
る故なり、云云、靈運當遷に又側に神上理坐<sup>ナ</sup>那牟登<sup>ト</sup>須<sup>ト</sup>と云訓も有り、其は私記に此四字を加美安加利  
萬志奈牟止須と有るを取れるなり、次に登天と有るに同じく報命し給はむとて天に參上らせ御在し坐さ  
むと爲るを云ふなり、此は伊弉諾大神幽宮を淡路國に構り給ひて、其大御靈を留めさせ給ひ、正身は  
天上に還上り御在坐<sup>ス</sup>御事なり、天孫降臨章、神皇承運章を始て紀中に崩<sup>ノ</sup>字を神上理坐須と訓めるは  
此大神の御靈を留め顯身ながらにして神上り御在坐し、とは別にて顯身は國土に留り坐して御靈の天  
上に神上らせ給事にして謂ゆる死を云ふなれども其事がらの同じきが故に言も亦一なる者なり、然る  
は此大神の天降坐し、始は世人の生る、が如く、又此に神上坐すに至りては世人の死る終の如くして  
死生の理を究盡<sup>ス</sup>事、此一段にて至れりと云可し、○幽宮は加久理能美夜と訓可し、顯宗天皇二年御

紀に彌野磨我久利底彌曳孺哥謨阿羅牟、萬葉五に、波流佐禮婆許奴禮我久利底など古書に加久里と云  
例なり、(幽は幽深の義なり) 偕二柱御祖神の高天原より彼天柱國柱と見立給へる八尋殿にて  
即<sup>オ</sup>磯<sup>ゴ</sup>馭<sup>ロ</sup>盧<sup>シ</sup>島<sup>ニ</sup>是<sup>ナ</sup>なり、黄泉國より還御在坐して、御身滌<sup>シ</sup>の爲に先づ粟門を指して幸坐せるを思ふに、女  
神の神遊り御在したる後も、猶其宮を本宮として住給へりし事知らる、古事記に、故其伊邪那岐大神  
者坐<sup>シ</sup>淡海之多賀也と有れば、其頃は近江に在し、を、神功既畢させ給ひて、皇祖天神の御許に復命<sup>カヘリゴトマテ</sup>  
しに神上坐むとして其本宮に還らせ給ひ、夫より天浮橋に乗らして出立たし御在坐さむと爲給ひて、  
殊更に其御靈を留めさせ給はむ幽宮は構らせ給へるにて天下に神の御靈を鎮むる神社を構造る本縁此  
に在り、此宮の神名式に淡路國津名郡淡路伊佐奈伎神社(名神大)と有る是にて此文の如く大神の御  
自始て構造らせ給へる宮都なる者なり、○寂然<sup>シツカニ</sup>は今迄顯身に御在坐して神功を顯國に立てさせ給ひけ  
るに、大神の大御身は日之少宮に神上らせ御在坐して、幽宮には唯御靈を耳留めさせ給へるが故に云  
ふなり、此大神に限らず、摠ての神の御靈を祠ひ奉る事を彼方に附て鎮坐と云ひ此方に屬て鎮奉ると  
云ふは此に同じ、○長隱者<sup>ナガカクマシキ</sup>矣は長久隱理坐伎と訓可し、其幽宮に長しなへに鎮り坐して再復世に顯身  
を現はし出で給ふ事無きを云ふなり、  
述者云、伊弉諾尊始幽身の隱身にて天降らせ給ひ大地の地氣を受けさせ給ひて幽身の顯身なる涅土  
煮尊と成坐し、次に角職尊と成坐し、次に現身の顯身なる大戸之道尊と成坐して男性を顯はし給  
ひ、次に面足尊と成坐して身體整はせ給ひ、次に伊弉諾尊と成坐して全く成備はり給へるなるも素

幽身の顯身に坐せれば今其地氣を離れて昇天させ給ふに當り其現身は先づ幽身の顯身と成らせ給ひて天日に到り更に其れより幽身の隱身と成らせ給へる者なり、故に骸をば留め給はず、御靈のみ幽宮に留め給へり、是れ文に寂然長隱者矣と有る所以なり、隱ると云ふからには隱身に成らせ給はずは能はぬ事なり、太古を授からせ給へる時又黄泉國に至り坐し、時も隱身に成らせ給へれども一時の事なれば隱ると云はざれども此度は再び顯れ給はざる故に長隱ると云へる者なり、現身の顯身なる人は然らず、死して魂即現身の隱身の魂上り（此は庶人に云ふ語）する時には幽身の隱身と成る事能はず、故に骸は此土に留まるなり、是れ神は靈が本體なるが故にして神と人と別異なる所以なるなり、

○亦曰、は先には幽宮を構らせ給ひて長隱り坐す御事を云終めたるを此には其神上り坐す御行方の事を記奉る其界に置けるにこそ有りけれ、更に異説の謂には非ず、此事を口訣に已く亦曰者、始言遷化之地次ハ明功與昇天之事也と云るは甚愛しき言にて己にも云へる如く此は八洲起元章より係りて其結と成る文にて、神代上下卷の中に於て大なる段落と成る所なる者なり、容易く思輕しむる事勿れ、人の生死と功の始終とを知るの大段なり、故に此一段を上下係合せ力を極めて説得る時は此を區分けて何の章々に合はずとも更に澁滞る所無かる可き者なるなり、（此大段落の事をば昔より心得たる人無しと見えて、何れの説も一聯けに連ね云故に神代事實を詳に知り盡し難く此を以て天下國家の用を成し行ふ可き神道を明らめたる説を未聞ざるぞかし）功既至矣は上に神功既畢の事を重

功徳は説の如し、然れども一言にして此二字を説明すべく思付きたり、其は功は事業の輝き徳は幸の光りと云ふ是なり、

復て懇到に申顯はし奉れるなり、但功字は此にては美伊佐袁と訓可し、次に徳と並べ云ふ所なればなり、寶劍出現章第四一書に、所以稱五十猛命爲有功之神、顯宗天皇三年御紀に我祖高皇產靈尊有預鑄造天地之功、など有る功是なり、言義は彌進畢にて物を務成して事畢る迄其氣勢の折挫けざるを云ふなり、又此を轉じて伊佐袁斯又伊蘇斯と云へば其狀を云ふ言となる事常の例の如し、○徳亦大矣は右に靈運當遷と有りて厚所知給ふの義なるが其事を殊更に反復さひ申顯はし奉れるにて此も御紀の地より云語なり、徳を伊伎富比と云ふは息覆の義にて神氣の盛にして他は上下迄も覆ひ至り及ぶを云ふなり、云云、偕此徳と云ふ語はしも海宮遊幸章に、兄云云、自有海幸（幸此云佐知）弟云云、自有山幸と云ふ事の有る其幸に近き語なる可く所思、佐知は狹道にて神にも人にも自然に稟賦たる徳にて此は父にも受くべからず、子にも傳ふ可からず、神隨にして其事に任へて能成し得る一の業有るを云ふなり、右の如く吾一己に限る事なるを以て、其限有るを以て字には幸と徳とも書くべけれども其意は狹道なる可く所思たり又此に因りて其身を立て道を行ひて其利用を得る事なるが故に幸の意と成り、又功至り徳大に成る時は天下國土の廣きにも其氣機の行貫きて遍く遺る所無きを徳とは云ふなりけり、大矣は大伎爾坐世理と訓む可し、○登天は八洲起元章の正書又第一一書に礮馭盧島を採得給へる所に降居彼島と有るを古事記には猶委しく於其島天降坐而と云ふ文有る其降に對へたる登なり、云云、偕此天に登り坐し、事の狀を思ふに、先づ幽宮を構り給ひて御靈を留置かせ給ひ、其大御身は其天浮橋に乗りて初て天降り御在坐し着きたる礮馭盧島の天柱よりこそ

還り上らせ御在坐しけめ、其は四神出生章日神を天に送奉らせ給へる所にも故以て天柱擧於天上也、と有る天柱は礫馭廬島なればなり、

述者云、日神の上り坐し、は天日にして此大神の上り坐し、は天真中の日之少宮の所なれば異なり、且日神を送上奉りしは風神に坐せども此大神は風神を頼ませ給ふにも非ざるべし、但自凝島の天柱よりは立たせ給へりけんは然る言なり、

○報命は加倍理許登申給比氏と訓可し、八洲起元章第一一書に、天神謂伊弉諾尊伊弉冉尊曰云云、宜汝往循之、云云、二神降居彼島云云、と有り、又古事記に於是天神諸命以、詔云云、二神修理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也と所見たる皇祖天神の詔命に還答へ奉らせ給へるが故に報命とは云ふなり、倍此登天報命の御事はしも、天神の御命の如く國土萬物の成具り足整へりし有状を聞え上げ奉らせ給ふ御擧なりければ如何計甚じき御事共なりけむ、又其大御裝などの美たく盛なる事何計り尊き御事にて有りけむ、天孫降臨章第二一書大己貴神國避條に、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市帥以昇天、陳其誠款之至、時高皇產靈尊勅大物主神云云、宜領八十萬神永爲皇孫奉護乃使還降之と有る此は報命に非ざれども其事がらの彷彿たる所なれば、此を合せて又想像り奉る可き御事になむ有りける、(此事に限らず神代の御事跡はしも、活眼を一部の書中に活かして、此より彼を思得るに非ざれば、其正旨を見る事能はざるなり)故に思ふに此は其より既に以前に大なる幽顯の異り目にこそ有りけらし、其は風火金水土神等より始めて

其餘に在りと有らゆる二柱御祖神の御子等は、八百萬千萬神と許多御在せるも、此には唯御靈を耳留め令置給ひて、其正身は悉に率て天上に昇らせ御在坐しけむと思ゆ、若て此國土は後に素戔鳴尊の御子孫にて主領給ふ事と成けらし、然るは其神の降坐し、頃は更にも云はず、大己貴神の國土經營の時などにも二柱御祖神の御子等は、一柱と雖も出交り御在坐さるが故に御心の隨に打振まひ給ひけるに先づ心を着可き所なり、云云、然れば鎮火祭詞に、妹妹二柱嫁繼給氏國能八十國島乃八十島平生給比八百萬神等平生給と有る限の八百萬神等は何神も特別に掌り給ふ御功の任に國土に幸ひ給ふ御靈を留置し御在坐して顯身は伊弉諾大神と共に天上に神登り御在坐着きて皇祖天神の御許に參り給へりしを、大神はしも日之少宮に留宅給ふ、

述者云、伊弉諾大神八百萬神等を率ゐて登天坐々し、時は現身の隱身即幽身の顯身としてにて、先づ天日に至らせ給ひ幽身の顯身に坐す皇祖天神に報命し給ひ御子神八百萬神等を此天日に留めて日神に仕へ奉らせ給ひ御身は更に幽身の隱身と成らせ給ひて天の中央なる幽身の隱身に坐皇祖天神の御許に參りて報命し給ひ茲に於て日之少宮に留宅み給へる者なりと思ひ奉る、

其頃の事なりけらし、天照皇太御神の天石窟隱の御時に招奉らむとして神集ひ侍給へりしが其より以來八百萬千萬神共に永ぶるに皇太神に仕奉らして、天日の大御國に常しへに住給へる者なり、祝詞に高天原に神留坐須と云ふは斯る時より申初たる事にてぞ有りけむ、又今此の幽顯を見顯はし出でたるに就ては天照皇太神はしも天地の底際の内<sup>ソコ</sup>に在りと有らゆる八百萬千萬神の上と在して、天地の間に



二無く尊く高き御事も詳に伺奉知られて嬉しども歡ばしども云へば得に云知らず愛く偉慶しくなむ、右は伊弉諾大神の報命に就き神等の事の上を以て論め云事なるが顯世の有状も亦正に如此なるべし、天孫降臨章に、于時高皇產靈尊以眞床追衾覆於皇孫天津彦々火瓊杵尊使降之と有るを古事記に、科詔日子番能邇々藝命、此豊葦原水穗國者、汝將知國言、依賜、故隨命、可天降と見えて天神の御命を負持たして御天降坐せる事、二柱御祖神の御に少しも異ならず、偕此天孫降臨章の末に、久之天津彦彦火瓊杵尊崩、因葬筑紫日向可愛之陵と見えたる久之は此食國天下を所知看す御世の間を申すなり、若て此に功既至矣徳亦大矣と云ふ時運に當りては崩御し給ふ、此は佗より云へば死坐せるなれども、其御自の上にては登天報命し給へるなり、此は顯世の事にし有りければ高天原より天降坐す初は顯身にて御在坐しけれども報命しには御靈にて天に登らせ給へるにて伊弉諾大神の御事とは其反なる者なり、

述者云、瓊々杵尊の御天降の時は幽身の顯身に坐し地氣に交りては現身の顯身と成らせ給へり、因りて神上りの御時は御骸を此土に留めさせて現身の隱身なる御靈のみ登天坐々しなり、又古事記に然而阿禮坐之御子名云云、又渡筑紫其御子者阿禮坐、祝詞に、阿禮坐皇子等乎毛惠給比なご有るは御子の生れ給ふを阿禮坐とは申せるにて言意は天神の御方より顯出し給ふ由なり、續紀第一詔に、高天原爾事始而、遠天皇祖御世、中今至麻氏爾、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾、大八島國所<sub>レ</sub>知次止、天都神乃御子隨母、天坐神之依之奉之隨云云と有りて天皇尊等の御世繼の御事を阿

安 登天報命は皇祖天神の神隨なる道に於ては然るに印度の元を知ざるが故に無明の凡人にて煩悶し、また西洋にては罪人の子孫を救ふに苦惱する事なり、其に救済者見れて安心せしむる事なり、

禮坐牟彌繼々爾大八島國所知次と云下して、天神の御許より次々交代して御子と生坐して、天神の事依し奉給へる天下を持たせ御在坐すと云事の古語なり、然れば此顯身の生來る本は天より顯はるゝに、其生活の間は天神の御命の隨に功を立て徳を積む事にて、人も我も然は身に所思えぬ事ながら、右件云へる伊弉諾大神の故事、瓊々杵尊の御迹に少しも違ふ所無き者なり、然れば天雲の八重搔別けて天降御在坐せるも人胎より生し出づるも其事の出起る所は一なるが故に伊弉諾大神の如く御靈を留めて顯身ながら登天報命し給へるも、瓊々杵尊より以來人世と成りては顯身は死坐して其御靈の登天報命し給へるも相等しきが故に古より崩御の御事をも神上理坐とは云傳へたる者にて、此れ亦人間より云出でたる事には有るべからず、顯世とは成たれども御天降の當昔には多くの神等の然しも神語に語り傳へられたる古言となむ思しかりける、此登天報命の事に至りては人の心の安まりを知る甚々太切じき事なるなり、然れば人の死れるも其靈は天宮に神登りし復命して神と成る事なりけり、斯れば神にも御在坐せ人にも有れ、此顯國に生來る事はしも天神の御命を負ひ持て此漂在る國を修り理め固め成す事にし有りければ此世を終へて後には必上天に報命しに參上り乍も其生涯立てたりし功を以て徳と爲して世に靈幸ふ神と成る可き皇祖天神の神隨なる神道なる者なり、然れども其は正しき神又善しき人の上に在る事にこそは有りけれ、縦や天神の御事持て生出でたりとて、其功も無く亦其徳も勿らざらむ人はしも身死りたりとも豈天神の御許に報命し奉りに參上らるべしやは、淡路の幽宮より勅許を賜はるまじきことなれば然る徒こそは終に行疫神・禍神の屬に落ちて疎び荒ふる小鬼と成り沈

きなり、又小鬼と成れるは岐神塞神の御取に預る事なり即道饗祭

む事なりければ返々も皇祖天神の神道を神習ひ奉るより外無き事なりけれ、(儲此に云ふ神道と云ふ者は經世治國の大道にして古今萬國に在りと有らゆる人と有る者の生の始より生の終に至る迄に須臾も離る可からざる神隨の道なりければ知らず知らずも其道の中に居て通る可からざる神道なる者なり)

述者云、右登天報命を爲し得る人の中に其修理固成の道の事業を爲すに當りて其計劃を果さざる前に其犠牲と成りて早く死し又其中途に於て歿し又其事業成功に至らずして止みて空しく身罷るなどの事古今東西常に見る所なるは何の故ぞと云ふに、是は運命に支配せらるゝが故なり、然らば其運命とは如何なる事ぞと云ふに、是亦天御中主神の御幸にして其神隨に由る事なり、此運命は如何なる富貴如何なる智勇も如何ともする事能はざる者にて其時運に任するより外なき者なり、譬へば大地の公運私運の毫厘の差違を生ずる事なく運行運轉して晝夜四季を成すが如し、此間に在て生成化育する物其時季に逢へば榮え逢はざれば榮ゆる能はず、例之ば稻種を春に蒔けば發芽し夏に生長し秋に稔熟し冬に豊收すと雖も、同種を夏に蒔けば發芽は爲し秋に至りて稍生長すと雖も不熟にして冬に收むる事能はず、之を秋に蒔く時は發芽は爲さんも生長する事能はず、冬に蒔くに於ては發芽をだに爲すを得ざるが如し、加之す不時に暴風雨に遭ふ事有るに於てをや、世に運命あり國に運命あり家に運命あり人々に各運命ありて、縦令天神の勅任を受けて世に生れ出づとも其命を充分に行ふ事は甚少しとす、唯其事有るに當りて其身を處するに道を以てするぞ人の本分なる、之を命を

立命

立つと云ふ、(但其際神助に依りて運命を左右する事有るは猶寒には暖を取り熱には冷を探りて防衛するが如しとす、是れ神靈に祈願して信驗の有る所以なり)

○日之少宮は日は天日を云ひ、少宮此云倭柯美野と有るは別宮と云ふ事にて天日外に異なる天宮の有る是なり、儲伊弉諾大神の此顯國に鎮り坐す宮の主々しきは淡路なるも近江なるも亦其佗に在るをも多賀宮と申すは天上なる日之少宮の大神と天神に復命し給ひて後は其に留宅給ふが故にして多賀は高にて天の最上なる處に御在坐す由の名なり、此は神典に天底と云ひ、西蕃に天極と云ふ所にし

て謂ゆる別天の中に在る幽宮の稱なる者なり、  
述者云、日之少宮は字の如く日之若宮又稚宮の義なるべく清民は思ふ、其故は日は天日に非ずして葦牙の如く萌騰る物に因りて天日を生したる(其他の諸恒星も)所の一物なり、其一物の中央の處に存在する宮其れ即日之少宮にて宇宙の眞中央に在るなり、天の最高の所は何處ぞといへば宇宙の眞中央を除きて他に有る事なし、天底は其中央より退方の極を云ひて恒星天(銀河)の周邊を云事上に己に大人の天地説に言はれたる者をや、北極即天極も宇宙の樞軸にも非ず、又日天の樞軸にも非ず、唯大地の軸極の差す所にて漢家の紫微宮の方位に當れるのみ、此所大地の歳差に由りて年々其位置を變じ數千年の後は今紫微宮の方位より異なる方位を指すに至る事なり、さては天極を天の最高と云事も無意味となるなり、故其の日之少宮は右に云ふ如く天地初發の時に一物の成れる所にして此所即天神の幽都にして其所の幽宮なるなり、而して此所は幽身の隱身の神の座坐す所な

り、又思ふに日は靈にて靈の稚宮と云事なるべし、而して稚は稱美の辭と見るべし、然るは日之少宮はしも日宮ならざる證は、天石窟隱の時に天に登り坐して後の事なれども、其事に係列はせ給はず、古語拾遺には却りて其時の事をば高皇產靈神會八十萬神於天八湍河原議奉謝之方と有り、又御天降の御時に至りては、天忍穗耳尊の御爲には大御祖父と御在坐せば、共に其事に預らせ給ふ可きに御紀は更なり佗の古書中に一度だに加はり給へりし御事跡の非ざるは、日宮には素より御在坐さざるが故なるべし、如此く此より彼より其論ひを約する時は日之少宮はしも天上の最上なりける高き城を指し云ふ事決き者なりかし、故し思ふに登天報命し給ひて留宅み御在坐す日之少宮はしも、實に皇祖天神の幽都にし有りければ八百萬千萬神と申せども容易く至り給ふ可き界には非ざりけれども伊弉諾大神の御徳殊に大に御在坐すが故に無上至尊御位を得て其宮の天神と成らせ給へりける古傳となむ伺ひ奉らる、事なりける、然れば日、太神の所知看す、高天原は顯世の如く御父大神の神積り坐す日之少宮は幽世の如くなる可き事能々此の御事實に照して明らか奉るべし、然るは其始天神の御命持て天降坐し、時は隱身にて御在坐し、かば其れに復らせ給へるなる可し、云云)

日之少宮は幽身の隱身の神の座處、日ノ宮は幽身の顯身の神即神格の神の座處、顯國は現身の顯身の人即人格の神の住む處と此説に依りて清民の云へるなり、

と云はれたる實に千古の卓見と云ふべし、偕其魂は天津御靈の神の方の氣に依りて人身に結べる物なるが故に死ぬる時は其氣に依りて元に歸るなるが、魄は天津御靈の精の方の質に着きて人身に結べる物なるが故に死ぬる時は其質に着きて元に歸るなり、其魂は純なるが故に理性を爲し(此性には專と倫理・道德・宗教等を有つ)其魄は混がれたるが故に感性を爲す、(此性には主と保身利己の本

魄の作用

今の人唯靈に對して肉と云ひ心に對して物と云ふ其之を主宰する魄有るを知らず、

能作用を爲す) 偕魄の作用を言はんに、魄は天津御靈の精の方の靈なるが故に彼の大己貴命の御言なる人、身の成れる初は天津御靈水液火氣と結び交はして成れる保豆彌(原形質)は精の結合して質と成り質聚りて形體と成れる物なれば其保豆彌以て組織生成せる人身は魄の作用(此作用を明らかにする學を生理學と云ふ)に由りて保續生育す、即身體内に水液缺亡すれば渴を覺え、營養物缺亡すれば飢を覺え、寒冷の爲に温を失へば寒を知り、温熱強ければ熱を知り、危險に遭ひては之を避け、起居臥寢の安を欲しては家屋を要し、身體の繼嗣を欲しては婚を要し、生活の安易を欲しては財を求むる等是れ一般なる者なり、其の工藝に顯れ、技術に發し、氣魄(膽液質・粘液質・多血質・神經質)を生ずる等皆魄の作用ならざるは無し、而して右の覺知要求を満足するには幸に依りて事業を爲す事なり、幸は亦體質即魄の作用に隨ひて活動す、故に其覺知要求を満足する事業も幸と體質とに因りて千差萬別を爲すなり、偕此満足を他の乏しきと等しくする情を惻隱の心と云ふ、是れ仁の端なり、其の満足の他に對して善からざるを恥ぢ、又他の善からざるを憎むの情を羞惡の心と云ふ、是れ義の端なり、其満足を己より去り他に與ふるの情を辭讓の心と云ふ、是れ禮の端なり、其満足の自他の善惡を明かにするの情を是非の心と云ふ、是れ智の端なり、而して此満足は貴賤貧富に由りて異なりと雖も其分に應じて安するを以て善とし其分に安せずして欲望するを惡とする事なり、然れども其仁義禮智を完成するには向上せざるべからず、是れは理性より欲求するにて魂の作用なる者なり、其分に安せずして邪に欲望する之を貪と云ひ其正邪を辨せざるを癡と云ひ、其

本能の五常 是は物肉の方より起る者にして同じく幸の光なり、



●二神は悪解神、  
●三神は疾病神、時  
●四神は時犯即時疫、  
●五神は飽食即食傷  
●六神は禍快神、奥  
●七神は親睦を疎離す  
●八神は遠方、遠は近方、  
●九神は親睦を疎離す  
●十神は那藝佐昆古は  
●十一神は海上の妖神、甲斐  
●十二神は辨羅は山地の妖  
●十三神は神

別 處

一書に、將出返于時不直默、歸而盟之曰、族離、又曰、不負於族、乃所唾之神、號曰、速玉之男、次掃之神之神、號曰、泉津事解之男、凡二神矣、及其與妹相闘於泉平坂也、伊弉諾、尊曰、始爲一族悲及思哀者、是吾之怯矣、時泉守道者白云、有言矣、曰、吾與汝己生國矣、奈何更求生乎、吾則當留此國、不可共去、是時菊理媛神亦有白事、伊弉諾尊聞而善之、乃散去矣、第六一書に、因投其帶、是謂時置師神、又投其衣、是謂煩神、又投其褲、是謂開囓神、(三神)其於泉津平坂所塞磐石、是謂泉門塞大神也、亦名道返大神矣、古事記に、次於投棄左御手之手纏所成神名、奧疎神、次奧津那藝佐昆古神、次奧津甲斐辨羅神、次於投棄右御手之手纏所成神名、邊疎神、次邊津那藝佐昆古神、次邊津甲斐辨羅神、(六神)

述者云、右各章句の解釋を略して其黃泉に入坐し、事由耳を抄きす、

○絶妻之誓、第七一書に、此云許等度と註されたり、偕此は義を以て書かれたる字なり、古事記に度事戸とあり、其は借字なれば義に預からず、若て許等度と云言義は別度と云事にて顯國と黃泉と相通ふ事を断ちて別處と爲すなり、其始鎮火祭詞に、吾名妹能命波上津國乎所知食倍吾波下津國乎所知、白石隱給氏云云と有れども其時は女神より然申させ給ふ事の有りし耳にて男神の諾ひ許し給へるにも非ざりし故に黃泉國迄も追ひ往き坐して吾與汝所作國未作竟故可還と宣ひ入れて己に往見坐せるに實に不須也凶目醜めき汚穢き國なりければ逃げ返り坐つるに、女神の御怒坐して、如此く追ひ

奉らせ給へるに依りて、殆に親族離れむかと所思す御心も出來、又長く其國の事解てむと一向に所思し成りて先の女神の御言に對へて汝は下津國を所知せ、吾は上津國を所知むと云ふ事を言簡に別處を度すと詔り給へるにて古事記字氣比段に、是後所生云云、故自吾子也、所生云云、故乃汝子也、如此詔別也とある詔別に同じく其れ即族離る、にてあり、御妹妹の御睦びも解けたるなれば許等度と云ふには猶絶妻之誓の字にても義を盡せりとは云ふべからざる者なり、○縊殺は息の根を断たむと云事にて唯死するを云ふなり、縊は絞と共に名義抄に久毘理又久毘流と訓まれ字鏡に縊は絞也經也久比留と有りて頸を絞る事なるが頸を絞る時は氣息の往來絶ゆるを以て斃る、此れ殺すなり、其は死去にて息の絶えて通はざる名義に思ひ准らへて曉るべし、然れば此を強ちに縊殺の字に泥みて説くべきに非ざるなり、古事記に千五百人の生る、事を立千五百産屋と云ふと同じ例にて唯死と云ふべきを、其死に及ぶ所由の事を以て宣へる者なり、人の死ぬるや、其壽を保たる、其は天年を終ふるなれば別にして、或饑寒に依り或は水火に災せられ、或は鎗刀に刺され或は天折せるなど神の殺して氣息を絶ち給へる御所爲に係る事なる故に、縊殺とは申させ給へるなり、古事記には絞殺千頭と有るを承けて下に千人死と有るを以て知るべし、○古事記に右の文を承けて其結に是以一日必千人死、一日必千五百人生也と云ふ十七字有るは右の古傳に徴して甚々上代より語繼ぎ言繼ぎ來る古説なり、云云、死は息去なり雄略天皇御紀に、伊能致志懼磨志とあれば死の字音に非ず、命も活も死も息の有無に係けて命は息内なり、活は息來にて氣の往來ふ間を云ふなり、死は息去にて氣の往來はず成り竟ふるを云ふな

天之益人

り、生は被<sup>レ</sup>生<sup>ル</sup>なり、偕千人千五百人に限れる数には非ざる物から但人草を縊り殺さむとにては其程の辨へ難き事なる故に、先標を定めて千頭と宣へる、其に言ひ勝ちて、彌千彌百と云ひ返し給へるなるを後世に其信違はざるに依りて日々千人死して千五百人生るとなり、所以に大祓詞には國中爾成出武天之益人等と見え第十一ノ一書なる天照太神の大御命に顯見蒼生と詔り給へるなどを合せて伊弉諾大神の不負於族と宣給ひて誓言を報し給へる御言の幸し、云へば不得云ふに絶えたる御事なりかし、(神代の傳説の多在る中に四夷八蠻の末國にも、其程々に形計の傳は遺れるも有るを此古傳などは萬國の人の且て夢にも得知らぬ事なり、彼の幽明の故を原ね死生の理を云ふなど皆後人の推量にして云ふにも足らぬ者なり、神ならぬ人の争でか測り知る事ならめやは、其に就ても斯に古説の、今眼前に神の御言を受賜はるが如く明らかなるは皇神等の御恩頼、又皇御孫尊の貴き御蔭なる者なり) 述者云、神の殺すは右に云はれたるが如し、是れ其れ等禍殃は黄泉神の所爲なればなり、又人に死と云事有るも同じく神の殺すにて病老の二つも黄泉神の所爲と知られたり、獨人耳ならず、禽獸草木皆然り、又絞るは頸のみならず、神經にても血管にても其中樞の方を絞る時は其末梢の方壊死するなり、老いて其機能の衰ふる是なり、又大御代に在りては我日本人の産る、は年々百萬人なりと云ふ、其れに就きて皇國の狭く成り來て移民と云事を爲さでは得有らぬに至れり、若くて皇國は年々に廣く成行くにぞ有る、然れども右の如くにては、伊弉冉尊はしも惡神の如く見ゆめれど然には非ず、此には寔に幽深き致あり

生命の保存は五元神の親魂合に因る、火は胎内より受來りて祖先よりの火なり、風は産出直に肺に入る是火の發生府なり、金は血液の主成分、(鐵)、土は骨の主成分、水は全身の大部分の成分なり、

り今其願を解くべし、第十一ノ一書に、伊弉冉尊の泉守道者を以て令白給へる其御言に、吾與汝已生國矣、奈何更求生乎、吾則當留此國、不可共去云云とある此時に伊弉諾尊聞而善之散去矣と見えたる此にて善はしき御心緒の程見はれたり、抑二柱神相婚坐せる事は本より皇祖天神の詔命に依れるを今如此別處を建て、族離れ給へるは、此も亦皇祖天神の御心を伺ひ知られたり、偕人草を始め萬物の形質を備へて性命を世に存てる其本因はしも風神・火神・水神・雷神・土神の親魂合て、相結び成し給へる物なるが、風火は氣なり、靈なり、金水土は身なり、然るに風神は伊弉諾尊の御氣に成り坐し、火神は女神の生み成し給ふと雖も、心惡子と詔ひ放ちたれば、此二神は伊弉諾尊に屬き奉るべき理なる故に、風火の性、上に向ひて下らず、雷神・水神・土神は其女神に屬きて成坐せる神等なり、此に依りて、金水土の性下に沈みて上に浮ばず、其風火の降り金水土の昇る者は互に相結ばり合ふに依れる所にして、地上に形軀を爲す所由是なり、大同類聚方第二章に、比登乃美乃奈連流半自免波、安萬都美他麻、美豆保乃計乃不多通乎加波世云云奈流と有るにて、此れ即上津國下津國に別處を建て、御在坐しつ、も相保有せ給ふ所なり、萬葉十一に千早振神、持命と有るは此に當れり、(又大同類聚方第一章に於保奈牟知命乃美己止仁、古迺美波阿萬乃保乃計、都知味豆阿治乎奈伽和太仁、伊連伊太須古登乃太要邪流乎都佞止之底と有る天の火氣と土水を以て身を存てる由なる是なり)然るに伊弉諾尊は天に坐して頻に引き御在坐し伊弉冉尊も泉に坐して復引き御在坐すも男神の御徳盛りなれば活き女神の御威強ければ死ぬめり、萬葉二、近江大津宮天皇崩時婦人作歌に空蟬師、神爾不勝

延壽は黄泉に屬する汚穢を禳祓するに在り、祓の事は別に論ぜり。

者云云と詠める是なり、又十一に、靈治波布、神毛吾者打棄乞、四惠也壽之惜、無と有るも、靈性を賜ひて神の保たせ給ふ身にしあれども壽の惜からず成りぬるは、神の已く棄てさせ給ひけむとなり、又十七造酒歌に、奈加等美乃敷刀能里等其等伊比波良倍安賀布伊能知毛多賀多米爾奈禮と有るは太祝詞を云ひ祓ひて延りたる壽を云云と云へるなるが如此く禳祓して其壽の延ばると云ふは死は泉に屬きたる事なるが故なり、(人に限らず、草木の末に至る迄も、其死生の理に於ては右と同じ事なり、萬葉二に、玉葛實不成樹爾波、千磐破、神曾著常云、不成樹別爾、と有るを以て知可きなり)所以に人壯健なる時は其形上に伸ぶるを、病勞る、時は其體下に屈するは、風火の下に睦ばざると金水土の上に交らざるとに依れり、其甚しき極に至りては、氣は大虚に散り行きて呼吸止み火は天上に昇りて其靈去り、身は泉下に朽ちて金水土は元に復る此れ人の一生を終ふるなり、故其靈氣は伊弉諾大神に従き奉り、報命して日之少宮に止る事なるなり、偕其身死ぬれば此を土中に埋みて其體は伊弉冉大神に渡し奉るなれば魄も何にも行くには非ざれども蘇生の事を黄泉返るなどは、其に依りてぞ云出でたりけむ、大同類聚方十四に黄泉返藥、信濃國人傳方、國守奏之と有り、然るは魂魄の泉より歸るには非ず形體の復るにてはあれども何の代よりか然る僻々しき説は出で來れりけむ、(名義抄に魂魄の二字を多麻志比と訓み、又魂を袁多麻志比、魄を賣多麻志比とある古訓を取りて此に説を成せる者なり)

述者云、清民負氣なくも靈魂に就きて説あり、其は靈魂とは宇宙の大靈たる天津御靈より人身に來

蘇生

たる物にして其體を精神と云ひ其用を魂魄と云ふ、而して其魂は氣火に依りて天より來り、其魄は質に伴ひて地より來り相結合して心性足らひ身體具はる、是れ健康の狀なる者なり、然るに其氣火形質に異狀を生ずる事あり、之を疾病と云ひ其氣火形質の分離するを死亡と云ふ、其氣火の形質より分離する時は魂魄も分離す、而して魂は氣火と共に天に歸り、魄は形質と共に地に歸る、其魂の天に歸るを魂上と云ひ、其魄の一時魂と別れて地に往ける(假死)者復り來りて魂と結合するを黄泉返とは云ふなり、是れ疾病に見る所にして氣火は依然として存すれども饑渴寒暑を識る事なく、心識のみ僅に通ずれども身體を運動する事なく横臥するなるに、魄の作用恢復して知覺生ずる時は之を蘇生と云ふなり、此死後魂魄の上下する事を萬葉五に、和可家禮婆道行之良士、末比波世武、之多敵乃使、於比且登保良世、此れと同時に、布施於吉氏、吾波許比能武、阿射無加受、多太爾率去、且、阿麻治思良之米と詠みて有り、如此く説く時は靈魂の黄泉に往く説も立つ事なり、

故其十一ノ一書に奈何求生乎と申給へるは然る幽深き致を聞え給ひしに依りて、男神も此を善め給へりし者なり、又其縊り殺さむと申給ひ將生と宣へる事の極意も此に至りて伺ひ知らる、事なり、然れば伊弉冉大神はしも泉中に大座坐して有らゆる黄泉神を押へ鎮めて黄泉大神と大座し乍も伊弉諾大神の神業を助け奉らせ給ひて、下津國より此國土人類萬物の全を保有せ御在坐す御事にて實に此大神の在さざらましかば世は絶え竟てなましを、然る辨へも無くして此大神を惡しき神の如く書き成し奉り又崩御し、狀に説きなし奉るなどは皆古人の誤を相傳へ相承けたるとは云ひながら偕も云ひ甲斐なく

生じ事爲す別に共に爲す事ありと云ふ事なり、生と殺と事は反對なれども修理固成の業は同一なり、

頼もしげなき事になむ有りける、(但如此く成る間の二神の御上に、種々の御事共有りて口にも言にも述べ奉り難き程の御事にて如何計りの惱ましき御事なりけむ、恐しと申さむも、尋常なる御事なりかし、此を以て思へば皇祖天神の天地を預ひ鎔造らせる御業はしも甚も々々奇しく妙にして又高く貴くなむ所思る)

述者云、伊弉冉大神の國土人類萬物の全を保有せ御在坐事は上津國にて出來得ざる方の事を所知す御事にて即魄の物慾に因りて不知不識犯せりし罪咎を祓戸の神等の持來たるをば速佐須良比咩神に令せて持佐須良比失はしめ給ふ事、大祓詞の天津祝詞の太祝詞にて知られて、吾人の心の安まりを得る事は申すも更なり、(佛教基督教に云ふ如くならば地獄に苛責を受くる慘酷の事となるべし)汚穢の物は之を草木の肥料と爲して淨化し、濁水は清水と爲して湧出でさせ、金石珠玉は各相寄り相凝り相結はしめて用を爲さしめ、炭素の如きは木炭石炭として燃焼の用に供し、筆鉛と化しては器用と爲さしめ、金剛石と精しく凝成らしめては世の無價の寶珠と成らしめ(化學理學の作用にて鉛を蒼鉛と化し、水銀より陰電子一つを除く時は黄金と成らしむるが如く)其他温泉の病を癒やし、火山の地中の諸物を世に出すなど無限なる者にて宛も慈母の兒子を愛育する如く實に貴く辱き御事どもなりかし)

○亦有白事、は先に泉守道者を以て令申給へる者なり、其は何をか令申給ひけるぞと此を探索るに、此程出でたりし神等あり其神等を治給ふ事を宣別させ給へるなりけり、已に造化す五元神等の御

神等とは御衣服を

投棄給ひしに因りて、泉守道者をして令申給へる者なり、其は何をか令申給ひけるぞと此を探索るに、此程出でたりし神等あり其神等を治給ふ事を宣別させ給へるなりけり、已に造化す五元神等の御事どもなりかし)

事は、吾與汝己生國矣奈何更求生乎の御言にて詔別給ひければ、二神の上津國と下津國とに相離らせ給乍も此顯國を相持たせ給可き御事は、御心の残る隈なく令申給へりしかば此度は又此間に成れる神等の因處を定めて、各率給はむとの御事なり、此に至りて伊弉冉大神の美しき御心愈見れ給へるが故に、伊弉諾大神の御心に善しく聞食し感げさせ給へるにて此は少縁に見過奉可き所ならず、(若然らば何事をか善給ふとせむ、又何事をか聞食しとせむ、今此説を成すは彼鎮火祭詞に、吾名妹命能所知食上津國爾心惡子平生置氏來止奴宣氏と有りて其下津國に去御在坐せる後にも此顯國の事を深く御心に係させ給ひ次に、更生子水神・匏・川菜・埴山姫四種物平生給氏と有るは火神は惡神と申すに非ざれども御自御陰を被燒給ひて甚く惱坐し、に懲させ給ひて、右四種物を生給ひ、次に鎮奉止事教悟給支と有て其御子等に火を鎮むる方を教悟給へるが如く、少も顯國の事を疎給ふ御心の見えさせ給はざる御事なるを明らかに云説なる者なり)云云、

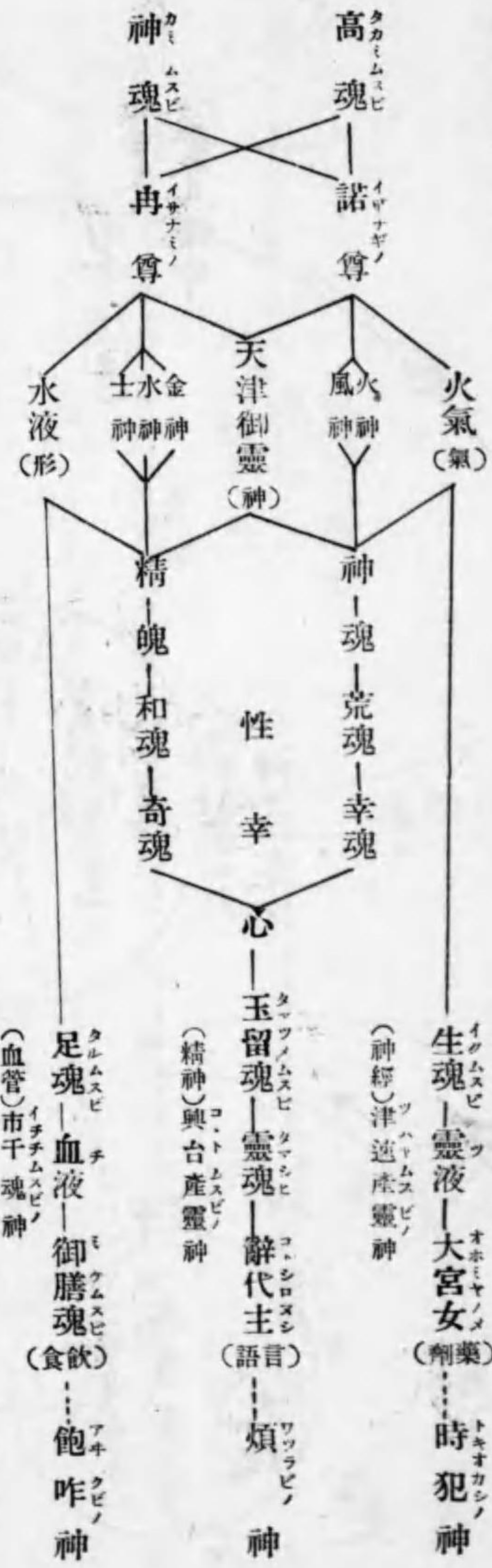
と云はれたるが如く再尊の不意く御病の爲に黄泉國に入らせ給へるに、天神の勅任なる瑞穂國を循し給ふには此黄泉國を循さずは得能はぬ事を看行して別處を建て、諾尊と修理固成の業を持分給へるなるにて國土人類萬物を保有たせ給ふ事なるが、殊に人の死後の魄は再尊の座坐す黄泉國の殿所にて永久に大御慈を蒙る事なる事なり、偕其の人に死と云事なければ顯國の人、世は立たぬ事なり、又生るる事と死ぬる事と同等なる時は人、世は滅亡する事なり、其故は人生る、事のみ有りて死ぬる事無き時は限有る大地上終には人の生活する地なきに至るべく、又生死同等なる時は一朝天



災地變等にて多人數死ぬる事ある時其生る、方限あるを以て人類終に亡滅するに至ればなり、是諾尊の誓勝たせ給へる所以にして人類の益人として榮ゆる所以なるなり、是を以て諾尊は天なる日之少宮に座坐して國土人類萬物及び魂を保たせ給ひ、再尊は地心なる根國に座坐して國土人類萬物及び魂を保たせ給ふなり、(我日本國は皇祖天神の神系を傳へて連綿萬世に相承くるが故に幽顯明にして靈魂の來歸惑ふ所なく、人の此世に生れ出づる何の爲なるか、又人の此世を死去る何の爲なるか甚能く知らるゝ雖も、外國に在ては其民族の祖先を知る事能はざるが故に我國の如くなる能はず、是故に支那に於ては生るる時は魂氣は天之を命じ形魄は地之を賦し、死ぬる時は魂氣は天に昇り形魄は地に墮つとし、而して精神は魂魄の主宰にして死ぬる時は上天の元氣に歸る者とし、佛教に於ては久遠實成にして三身法身、應身、報身、常住、三世過去、現在、未來、益物と云ひて之を以て無明何の爲に生れの凡人を救済して明位に達せしむる者、即迷を轉じて悟を開かしむる事を爲さざる可からざる者とし、基督教に在りては猶太の守護神エホバを見直し説直したる神を我等の父と信せしめ、又萬物の創造者とし、其内の罪惡を子孫に負はしめ、之れが律法を作りて嚴誡し、其律法を犯したる者の罪惡を深刻に取扱て無期に地獄に墮し、戰慄き恐怖れしめ、一心に祈りて其神の拯を得るを以て死後の靈魂の安樂を得るものとせり、又基督教の神は全愛を云へども猶エホバの性質を脱する能はず、罪を責めて無期地獄に落し、又祖先の他宗教を信したるを放棄して顧る事なく、他國に來りて其國體に和する事なく、其國風國情に従はず、故に我國に來りても國家の宗祀たる神靈を拜せしめざるなり、何の全愛か是有らん、是れ父なる神ありて母なる神なく圓滿を缺くが故に偏愛なるなり、何れも人は何の爲に此世に生出づると云事を知らず、隨て煩惱苦悶し醉生夢死する者とする事なり、憐む可の至りと云ふ可し)

### ○圖 說

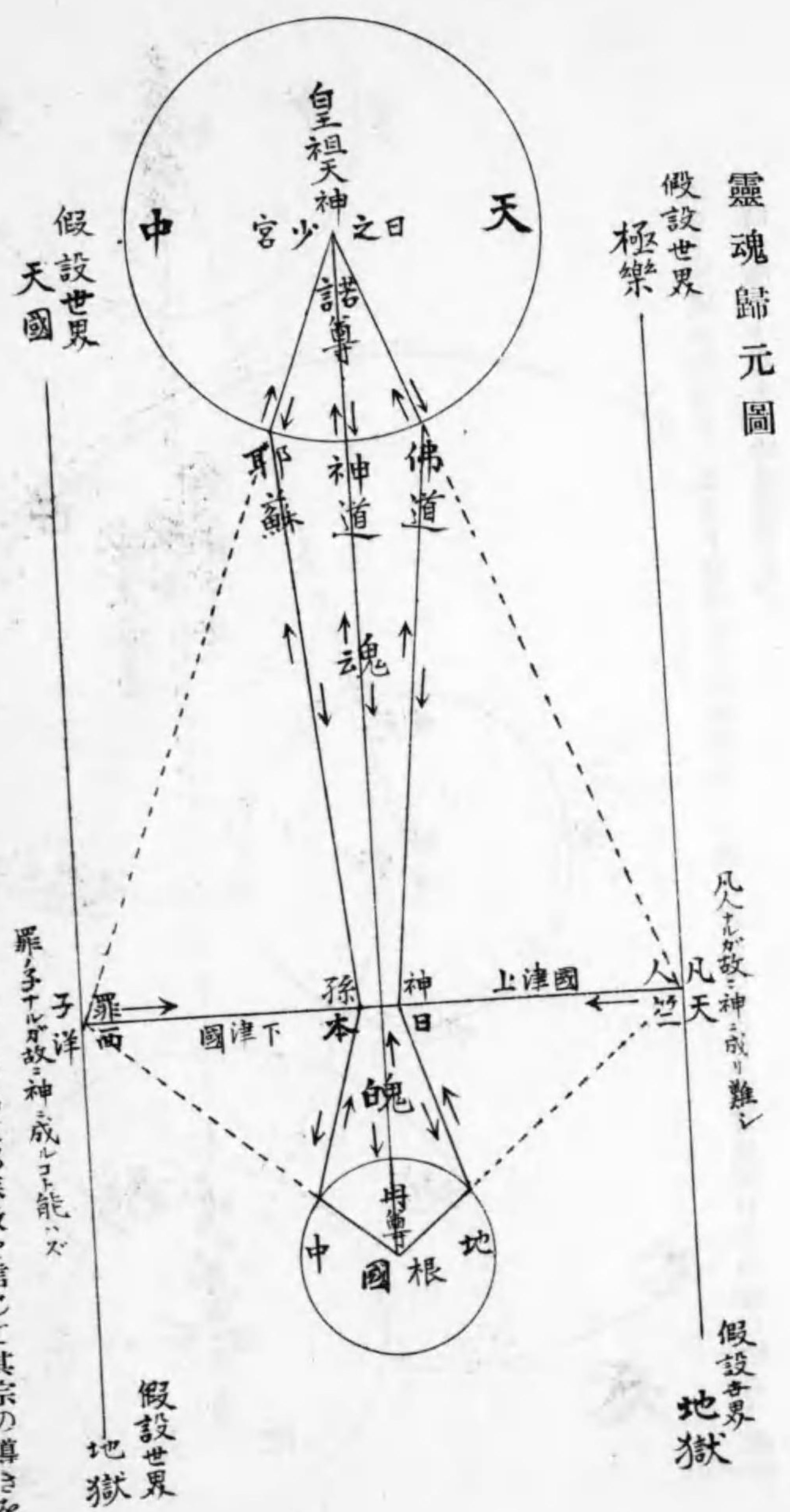
### 人身圖



右の内神魂・高魂・生魂・足魂・玉留魂・大宮女・御膳魂・辭代主之を神祇官八神と申し鎮魂祭の神に坐す、而して高皇産靈神の吾則起樹天津神離及天津磐境當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋命太玉命、宜持天津神離降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉と敕焉へる神等に坐す、靈液は身體の神經系を云ひ、血液は其營養系を云ひ、靈魂は魂魄にして共に生魂・足魂・玉留魂に依りて氣形神と結び、大宮女御膳魂飲食、辭代主言語に依りて身體を養ひて壽命を護る、此護に異狀有時は病と爲るなり、疾病神・時犯神は氣を犯す神即時疫・傳染病等、飽咋神は飲食に因りて起る病即食傷過酒等、煩神は精神病・神經病等を起す神、津速産靈神は生魂神の、與台産靈神は言靈玉留魂神の、市千魂神は足魂神の亦名、是等の諸神は高魂神・神魂神より諾尊再尊に承けて我神孫に傳ふる體質の神系なり、



靈魂歸元圖



日本人は神孫なり故に魂魄は祖神の御許に歸る、是を以て日本人が佛道耶蘇教を信じて其宗の導きを  
得と雖も歸る所は祖神の御許なり其故は米の種は赤く又は青く染むるも地に蒔けば元の米と成りて麥

にも豆にも變化する事なきと同じきが如し、右圖の如く魂は天に登りて諾尊<sup>元</sup>の御許に魄は地に往き  
て再尊<sup>母</sup>の御許に留住むなり、故に神道にて祭る時は何の宗の魂魄も中央の氣脈を通りて來り享く、又  
佛道或耶蘇教にて祭る時も其何宗の魂魄も其側方の氣脈を通りて來り享くるなり、若し極樂天國に至  
り居る者ならば來りて其祭を享くべからざるなり、殊に靖國神社にて祭る時天皇の赤子たる靈魂は天  
皇の禮典を享けざる者無きに於て明かに知らる、事なり、故に各宗の導きは天中に入る門口迄なり、  
例之ば日本人の外國に在りたる者が其地の事訖へたる時外國の船に乗りて歸國するに日本に到着して  
日本の地を踏めば復外國人の導きを要せざるが如し、諾再二神は日本人<sup>流</sup>は更なり、地上人類<sup>支</sup>の始  
祖に坐せば皆其魂魄は天中地中に歸る事なれども其神傳無きが故に其連續を知る事能はず、是を以て  
假設世界を立て、其安心及び懲誡を謀りし者なり（點線は元連續有りしを示す）其れ等の教も日本に  
來て始て眞の祖神の御許に歸る事を知りたる者と云ふべし、又家廟は諾尊の幽宮の如く靈魂を留め置  
けるなれば子孫は春秋に祭祀して時を以て之を思ひ、死に事すること生に事ふるが如く、亡に事ふるこ  
と存に事ふるが如くするなり、是れ即人生の意義の存する所にして而して道徳の由り立つ所なり、然  
るに此事耶蘇教に於ては絶えて有る事なく天國なる神の許に送り遣りて一切を神に託して子孫は正辰  
日も毎月相當日も期年祭をも爲すこと無きなり、斯くては祖先思慕の念深厚なる日本人としては其耶  
蘇教徒の外は得堪へぬ事なれば祭らずては得あらぬなり、（其祭をすれば右圖の如く魂魄は來り享く  
る事なれば）行々は耶蘇教徒と雖ども祭るに至る可き事猶佛敎の如くなるべし、

道 修り理め固め成しつゝ、行く事ぞ神の立てたる道には有りける  
 幸<sup>サキ</sup> 人毎にわきて性<sup>サカシ</sup>重きわざあるは神の授けし狭道<sup>サチ</sup>にぞ有りける  
 人 稟<sup>アラニギ</sup>け得たる幸のまに／＼爲す業をつくり理めてかため成せ人  
 四魂 荒和<sup>アラニギ</sup>のそのほご／＼に有りてこそ幸<sup>サキ</sup>く奇<sup>ク</sup>しくも物は成りゆけ  
 善惡 寄るはよしあらぶるはあし清く明く正しく直き神のみたまに  
 己<sup>ミ</sup> あめつちの神の靈威<sup>ミカド</sup>のなかに立つ身としおもへばあやに畏し

昭和六年四月上旬

羽前國鶴岡市鳥居町公民  
松園主人 星 川

清 民  
于時歲六十八

昭和六年九月一日印刷  
昭和六年九月五日發行

不許	複製
----	----

述者	星 川 清 民
發行者	山形縣神職會第五支會 四田川郡田川村一七一番地 代表者 鈴木政紀
發行者	嚴 樞 會
印刷者	高 橋 三 代 吉
印刷所	鶴岡印刷株式會社 山形縣鶴岡市馬場 町二〇番地内二號 山形縣鶴岡市一ノ四 町甲三ノ内

終

